附則別表第11（附則第２条第11号関係）

１．項目・記載内容

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数／行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	記載が無い又は省略する場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	学校選択制調査書（小学校） 学校選択制調査書（中学校）	通知文	マスター設定により文言は変更可能とする	1	有	全角	45/2	IPAmj明朝	―	左	―	―	11	―	
2		児童生徒氏名	児童生徒氏名を記載 日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力する	2	有	本人氏名型	38/2	IPAmj明朝	―	左	○	―	11	―	
3		生年月日	児童生徒の生年月日を記載 日本人の場合【生年月日型（日本人）】、外国人の場合【生年月日型（外国人）】を記載、不詳の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦／西暦	左	―	―	11	―	
4		保護者氏名	異動後の保護者氏名を記載 日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力する	1	有	本人氏名型	38/2	IPAmj明朝	―	左	○	―	11	―	
5		選択できる学校	マスター設定された学校を記載	1	有	全角	38/4	IPAmj明朝	―	左	―	―	11	―	
6		回答期限	印刷時に指定した内容を記載	1	無	全角	38	IPAmj明朝	―	左	―	―	11	―	
7		特記事項	マスター設定により文言は変更可能とする	1	有	全角	45/6	IPAmj明朝	―	左	―	―	11	―	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

２．構成

項番	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白（上）※	最低余白（下）※	最低余白（左）※	最低余白（右）※	記載可能人数	以下余白の記載位置	複数枚の跨り	○枚中○枚目表示	職務執行者	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行順位	別様式との同時発行	別様式との同時発行順
1	学校選択制調査書（小学校） 学校選択制調査書（中学校）	Ａ４	縦	11	5	13	5	1	―	無	無	有	有	無	個人	規定しない	無	―

※：単位はミリメートル。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「－」を記入する。

附則別表第12（附則第２条第12号関係）

１．項目・記載内容

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数／行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	記載が無い又は省略する場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	小学校入学通知書（Ａ四判） 中学校入学通知書（Ａ四判）	通知文	マスター設定により文言は変更可能とする	1	有	全角	45/2	IPAmj明朝	－	左	－	－	11	－	
2		児童生徒氏名	日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力する	1	有	本人氏名型	38/2	IPAmj明朝	－	左	○	－	11	－	
3		生年月日	児童生徒の生年月日を記載 日本人の場合【生年月日型（日本人）】、外国人の場合【生年月日型（外国人）】を記載、不詳の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦／西暦	左	－	－	11	－	
4		住所	児童生徒の現住所を記載	1	有	住所型	38/2	IPAmj明朝	－	左	○	－	11	－	
5		保護者氏名	日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力する	1	有	本人氏名型	38/2	IPAmj明朝	－	左	○	－	11	－	
6		入学校名	就学学校名を記載	1	無	全角	38	IPAmj明朝	－	左	－	－	11	－	
7		入学期日	学校入学年月日を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	－	－	11	－	
8		入学式日	入学式の日を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	－	－	11	－	
9		開始時間	入学式開始時間を記載	1	無	全角	11	IPAmj明朝	－	中央	－	－	11	－	
10		受付時間	入学式の受付開始時間を記載	1	無	全角	38	IPAmj明朝	－	左	－	－	11	－	
11		備考	「備考」の文字は削除可能とする マスター設定により文言は変更可能とする	1	有	全角	45/3	IPAmj明朝	－	左	－	－	11	－	※「桁数／行」列に記載の行は、「備考」の出力行を含む
12		特記事項	マスター設定により文言は変更可能とする	1	有	全角	45/6	IPAmj明朝	－	左	－	－	11	－	
13	小学校入学通知書（葉書） 中学校入学通知書（葉書）	通知文	マスター設定により文言は変更可能とする	1	有	全角	28/2	IPAmj明朝	－	左	－	－	9	－	
14		児童生徒氏名	日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力する	1	無	本人氏名型	14/2	IPAmj明朝	－	中央	○	－	9	－	
15		生年月日	児童生徒の生年月日を記載 日本人の場合【生年月日型（日本人）】、外国人の場合【生年月日型（外国人）】を記載、不詳の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦／西暦	中央	－	－	9	－	
16		入学校名	就学学校名を記載	1	無	全角	14	IPAmj明朝	－	中央	－	－	9	－	
17		入学期日	学校入学年月日を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	中央	－	－	9	－	
18		入学式日	入学式の日を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	中央	－	－	9	－	
19		開始時間	入学式開始時間を記載	1	無	全角	11	IPAmj明朝	－	中央	－	－	9	－	
20		受付時間	入学式の受付開始時間を記載	1	無	全角	14	IPAmj明朝	－	中央	－	－	9	－	
21		特記事項	マスター設定により文言は変更可能とする	1	有	全角	28/14	IPAmj明朝	－	左	－	－	9	－	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

２．構成

項番	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白（上）※	最低余白（下）※	最低余白（左）※	最低余白（右）※	記載可能人数	以下余白の記載位置	複数枚の跨り	○枚中○枚目表示	職務執行者	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行順位	別様式との同時発行	別様式との同時発行順
1	小学校入学通知書（Ａ四判） 中学校入学通知書（Ａ四判）	Ａ４	縦	11	5	13	5	1	－	無	無	有	有	無	個人	規定しない	無	－
2	小学校入学通知書（葉書） 中学校入学通知書（葉書）	はがき	縦	5	5	5	5	1	－	無	無	有	有	無	個人	規定しない	無	－

※：単位はミリメートル。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「－」を記入する。

附則別表第13（附則第２条第13号関係）

１．項目・記載内容

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数／行※	文字コード	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	記載が無い又は省略する場合の表示	基本フォントサイズ（ポイント）	最小フォントサイズ（ポイント）	その他編集条件
1	就学校変更満了通知書 区域外就学満了通知書	通知文	マスター設定により文言は変更可能とする	1	有	全角	45/2	IPAmj明朝	―	左	―	―	11	―	
2		児童生徒氏名	日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力する	1	有	本人氏名型	38/2	IPAmj明朝	―	左	○	―	11	―	
3		生年月日	児童生徒の生年月日を記載 日本人の場合【生年月日型（日本人）】、外国人の場合【生年月日型（外国人）】を記載、不詳の場合はその旨を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦／西暦	左	―	―	11	―	
4		住所	児童生徒の現住所を記載	1	有	住所型	38/2	IPAmj明朝	―	左	○	―	11	―	
5		保護者氏名	日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力する	1	有	本人氏名型	38/2	IPAmj明朝	―	左	○	―	11	―	
6		指定就学校	就学指定校名を記載	1	有	全角	19/2	IPAmj明朝	―	左	―	―	11	―	
7		（指定就学校での）学年	異動後の学年を記載	1	無	全角	5	IPAmj明朝	―	中央	―	―	11	―	
8		現在籍校	就学学校名を記載	1	有	全角	19/2	IPAmj明朝	―	左	―	―	11	―	
9		（現在籍校での）学年	現在の学年を記載	1	無	全角	5	IPAmj明朝	―	中央	―	―	11	―	
10		就学期間	就学校変更開始年月日（区域外就学開始年月日）から就学校変更終了年月日（区域外就学終了年月日）までを記載	1	無	全角	38	IPAmj明朝	―	左	―	―	11	―	
11		転入学手続き期限	発行時に指定した期限を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	―	―	11	―	
12		備考	「備考」の文字は削除可能とする マスター設定により文言は変更可能とする	1	有	全角	45/3	IPAmj明朝	―	左	―	―	11	―	※「桁数／行」列に記載の行は、「備考」の出力行を含む
13		特記事項	マスター設定により文言は変更可能とする	1	有	全角	45/4	IPAmj明朝	―	左	―	―	11	―	

※：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。

２．構成

項番	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白（上）※	最低余白（下）※	最低余白（左）※	最低余白（右）※	記載可能人数	以下余白の記載位置	複数枚の跨り	○枚中○枚目表示	職務執行者	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行順位	別様式との同時発行	別様式との同時発行順
1	就学校変更満了通知書 区域外就学満了通知書	Ａ４	縦	11	5	13	5	1	―	無	無	有	有	無	個人	規定しない	無	―

※：単位はミリメートル。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「－」を記入する。

○文部科学省告示第六十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十一号）第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日を次のように定める。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日）

第二条　省令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　省令第四条第一号に掲げる就学援助費認定通知書　第一号様式

二　省令第四条第二号に掲げる就学援助費認定通知書（平仮名表記）　第二号様式

三　省令第四条第三号に掲げる就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書　第三号様式

四　省令第四条第四号に掲げる就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（平仮名表記）　第四号様式

五　省令第四条第五号に掲げる就学援助費否認定通知書　第五号様式

六　省令第四条第六号に掲げる就学援助費否認定通知書（平仮名表記）　第六号様式

七　省令第四条第七号に掲げる就学援助費保留通知書　第七号様式

八　省令第四条第八号に掲げる就学援助費保留通知書（平仮名表記）　第八号様式

九　省令第四条第九号に掲げる就学援助費認定取消通知書　第九号様式

十　省令第四条第十号に掲げる就学援助費認定取消通知書（平仮名表記）　第十号様式

十一　省令第四条第十一号に掲げる就学援助費支給通知書（個人単位）　第十一号様式

十二　省令第四条第十二号に掲げる就学援助費支給通知書（個人単位）（平仮名表記）　第十二号様式

十三　省令第四条第十三号に掲げる就学援助費支給通知書（世帯単位）　第十三号様式

十四　省令第四条第十四号に掲げる就学援助費支給通知書（世帯単位）（平仮名表記）　第十四号様式

十五　省令第四条第十五号に掲げる就学援助費認定通知書（葉書）　第十五号様式

十六　省令第四条第十六号に掲げる就学援助費認定通知書（葉書）（平仮名表記）　第十六号様式

十七　省令第四条第十七号に掲げる就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）　第十七号様式

十八　省令第四条第十八号に掲げる就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）（平仮名表記）　第十八号様式

十九　省令第四条第十九号に掲げる就学援助費否認定通知書（葉書）　第十九号様式

二十　省令第四条第二十号に掲げる就学援助費否認定通知書（葉書）（平仮名表記）　第二十号様式

2　省令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める別表のとおりとする。

一　省令第四条第一号に掲げる就学援助費認定通知書、同条第二号に掲げる就学援助費認定通知書（平仮名表記）、同条第三号に掲げる就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書及び同条第四号に掲げる就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（平仮名表記）　別表第三

二　省令第四条第五号に掲げる就学援助費否認定通知書及び同条第六号に掲げる就学援助費否認定通知書（平仮名表記）　別表第四

三　省令第四条第七号に掲げる就学援助費保留通知書及び同条第八号に掲げる就学援助費保留通知書（平仮名表記）　別表第五

四　省令第四条第九号に掲げる就学援助費認定取消通知書及び同条第十号に掲げる就学援助費認定取消通知書（平仮名表記）　別表第六

五　省令第四条第十一号に掲げる就学援助費支給通知書（個人単位）、同条第十二号に掲げる就学援助費支給通知書（個人単位）（平仮名表記）、同条第十三号に掲げる就学援助費支給通知書（世帯単位）及び同条第十四号に掲げる就学援助費支給通知書（世帯単位）（平仮名表記）　別表第七

六　省令第四条第十五号に掲げる就学援助費認定通知書（葉書）、同条第十六号に掲げる就学援助費認定通知書（葉書）（平仮名表記）、同条第十七号に掲げる就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）及び同条第十八号に掲げる就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）（平仮名表記）　別表第八

七　省令第四条第十九号に掲げる就学援助費否認定通知書（葉書）及び同条第二十号に掲げる就学援助費否認定通知書（葉書）（平仮名表記）　別表第九

3　前項各号に定める別表の細目は別表第十のとおりとする。

4　省令第四条第二十一号の文部科学大臣が告示で定める帳票並びにその実装区分及び適合基準日は別表第十一のとおりとする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180278	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.1.就学世帯管理	就学世帯管理	住民記録システム、就学事務システム（学齢簿編製等）（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和８年文部科学省令第10号）第１条に規定する就学事務システム（学齢簿編製等）をいう。以下この表及び別表第二において同じ。）と連携し、就学世帯情報（保護者情報、世帯員情報、注意情報（支援措置対象者情報等を含む。）、学校情報（在籍学校・学年）等）を個別又は日次（バッチ）で取込み参照できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180285	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.1.就学世帯管理	就学世帯管理	児童生徒1人に対して複数の親権者（保護者）情報を管理できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和9年4月1日
0180286	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.1.就学世帯管理	就学世帯管理	就学事務システム（学齢簿編製等）から連携された離婚後の共同親権者の情報を就学世帯に反映する・しないを選択し、反映できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180002	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.1.就学世帯管理	就学世帯管理	氏名と生年月日が同一のデータが取り込まれた場合は、名寄せ処理をする・しないを選択し登録できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180003	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.2.就学世帯管理	就学世帯管理	マイナポータル等から送信された転入予約申請又は転居予約情報のうち、来庁予定者の受入れ事前準備に用いる情報を、申請管理機能（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項の規定に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第10号。以下この表において「共通機能の標準を定める命令」という。）第２条第２号イに規定する申請管理機能をいう。以下この表において同じ。）から取得できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180004	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.2.就学世帯管理	就学世帯管理	転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180220	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.2.就学世帯管理	就学世帯管理	マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報をひもづけて管理できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180005	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.2.就学世帯管理	就学世帯管理	転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180221	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.2.就学世帯管理	就学世帯管理	申請管理機能から転入予約又は転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号（「ぴったりサービス_外部インターフェース仕様書」に規定する受付番号をいう。）を用いて、対応する転入予約情報又は転居予約情報を削除できること。また、転入予約の取消申請においては、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180007	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.3.就学世帯管理	就学世帯管理	審査に利用する世帯情報（世帯員ごとのマイナンバー利用同意有無、所得情報の利用同意有無を含む。）は、住民記録システム上の世帯とは別に管理することができ、その世帯員は追加・更新・削除できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180008	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.3.就学世帯管理	就学世帯管理	申請者の住民記録システム上の住所以外の住所を、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180009	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.4.健康診断情報管理	健康診断情報管理	就学援助の対象者について、健康診断情報（疾病名、医科/歯科、薬剤の有無）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180010	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.5.申請書送付対象者抽出	申請書送付対象者抽出	就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180215	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.5.申請書送付対象者抽出	申請書送付対象者抽出	就学世帯情報から申請書送付先である継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180011	1. 申請受付	1.1. 就学世帯管理	1.1.6.住所マスタの参照	住所マスタの参照	住民の住所については住民記録システムから取得すること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180012	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	児童生徒ごとの申請情報（申請番号、学校コード、仮学校コード、受付年月日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報（学校・学年情報を含む。）、口座情報、入学前支給対象、就学援助の希望の有無、送付先情報（氏名、住所、郵便番号、方書）、備考情報等）を、就学世帯情報と紐づけて管理（参照・登録・修正・削除）ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180224	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	児童生徒ごとの申請書受付校を、就学世帯情報と紐づけて管理（参照・登録・修正・削除）ができること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180225	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	機能ID 0180012の学校コードに加えて、自治体学校コード（自治体独自の学校コード）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180240	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	申請番号とは別に、申請書ごとに任意の申請書類番号を管理できること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180241	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	複数の挙証書類データ（PDF）を、申請情報の一部として個人単位で管理ができること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180216	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	児童生徒ごとの申請情報として、転入元自治体での就学援助費の支給情報を就学世帯情報と紐づけて管理（参照・登録・修正・削除）ができること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180013	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	児童生徒ごとの申請情報の登録・修正・削除は、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180014	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180015	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	申請情報として、児童生徒ごとのクラス情報について管理（参照・登録・修正・削除）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180016	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	クラス情報の登録・修正・削除は、申請登録後についても、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180242	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.1.申請情報管理	申請情報管理	兄弟姉妹（審査に用いる同一世帯に属する児童生徒）がいる場合、申請情報を他の兄弟姉妹に反映する・しないを選択し、反映できること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180017	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.2.申請情報管理	申請情報管理	認定期間途中の変更（申請番号、学校コード、学校転学年月日、申請者変更、支給方法変更、所得変更、申請区分、申請理由、就学世帯情報、学校情報（在籍学校・学年）、口座変更、送付先情報、備考情報の変更等）について管理できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180226	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.2.申請情報管理	申請情報管理	認定期間途中の申請書受付校の変更について管理できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180227	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.2.申請情報管理	申請情報管理	認定期間途中の自治体学校コードの変更について管理できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180018	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.3.申請情報管理	申請情報管理	認定年度末日時点の認定者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者の前認定年度申請情報を翌認定年度申請情報として複写した上で、一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180019	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.3.申請情報管理	申請情報管理	自動継続処理された者の一覧を出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180020	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.3.申請情報管理	申請情報管理	前認定年度末日時点の認定者のうち、自動継続処理されていない者かつ現認定年度に申請が無い者の一覧を出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180021	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.3.申請情報管理	申請情報管理	自動継続処理に際して、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180022	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.4.申請情報の不備確認	申請情報の不備確認	申請情報を入力する際、氏名と生年月日が同一で認定期間が重複する児童生徒が既に登録されていないかチェックを行い、重複していた場合はアラート表示するとともに、該当の申請情報を確認できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180023	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.4.申請情報の不備確認	申請情報の不備確認	申請情報を入力する際、対象の児童生徒に兄弟姉妹（審査に用いる同一世帯に属する児童生徒）がいる場合に、アラートを表示できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180024	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.5.申請情報の不備確認	申請情報の不備確認	住民記録システム又は就学事務システム（学齢簿編製等）から取り込んだ就学世帯情報と、登録した申請情報に差異がある場合に、該当の申請情報についてエラーリストが出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180228	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.5.申請情報の不備確認	申請情報の不備確認	登録済の申請情報を修正後、再度差異を抽出することが可能であること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180025	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.5.申請情報の不備確認	申請情報の不備確認	差異のあるデータを、項目ごとに就学事務システム（就学援助）の申請情報に反映する・しないを選択し、一括又は個別に反映できること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180243	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.5.申請情報の不備確認	申請情報の不備確認	差異のあるデータの反映有無は、申請情報単位でも一括又は個別に選択できること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180026	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.6.申請取消	申請取消	申請者による申請の取消を受け付け、届の内容（申請取消の事由、受付日等）の管理（参照・登録・修正・削除）ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180027	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.6.申請取消	申請取消	申請内容を削除する際にはアラートを表示すること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180028	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.7.申請情報の履歴管理	申請情報の履歴管理	申請情報（申請番号、学校コード、受付日、申請区分、申請理由、申請者情報、世帯員情報、児童生徒情報（学校・学年情報を含む。）、口座情報、入学前支給対象、備考情報等）の履歴情報を管理（参照）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180029	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.7.申請情報の履歴管理	申請情報の履歴管理	申請情報（児童生徒のクラス情報）の履歴情報を管理（参照）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180229	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.7.申請情報の履歴管理	申請情報管理	申請情報（申請書受付校）の履歴情報を管理（参照）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180230	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.7.申請情報の履歴管理	申請情報管理	申請情報（自治体学校コード）の履歴情報を管理（参照）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180030	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.8.民生委員情報管理	民生委員情報管理	民生委員情報（氏名、担当地区、住所、連絡先）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180031	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.9.公金受取口座	公金受取口座	公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180032	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.9.公金受取口座	公金受取口座	公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用及び管理（参照）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180033	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.9.公金受取口座	公金受取口座	取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。	実装不可機能	実装不可機能	—

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180034	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.10.マイナポータルからの申請受付	マイナポータルからの申請受付	マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できること。なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日　総務省）」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 【対象事務】 ・就学援助申請（新規認定（入学前支給認定を含む。）、継続認定）	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180035	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.10.マイナポータルからの申請受付	マイナポータルからの申請受付	申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180036	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.11.メモ関連データの管理	メモ関連データの管理	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180037	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.11.メモ関連データの管理	メモ関連データの管理	メモについては、区分及び区分名称を設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180038	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.11.メモ関連データの管理	メモ関連データの管理	メモを入力した者の所属部署名称、ユーザ ID 及び日時が記録されること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180039	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.11.メモ関連データの管理	メモ関連データの管理	メモ入力された内容については、通知書等の外部向け帳票に出力されないこと。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180040	1. 申請受付	1.2. 申請情報管理	1.2.11.メモ関連データの管理	メモ関連データの管理	メモの履歴情報を（参照）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180244	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.1.認定基準マスタ管理	認定基準マスタ管理	次の項目を、認定基準として認定年度ごとに管理でき、審査に用いる認定年度を任意に選択できること。 所得または収入が認定基準額未満（以下）/生活保護法に基づく保護の停止または廃止/市区町村民税の非課税/市区町村民税の減免/児童扶養手当の支給/個人の事業税の減免/生活福祉資金による貸付け/所得または収入が特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額未満	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180245	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.1.認定基準マスタ管理	認定基準マスタ管理	次の項目を、認定基準として認定年度ごとに管理でき、審査に用いる認定年度を任意に選択できること。 国民年金保険料の免除/国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予/固定資産税の減免	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180231	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.1.認定基準マスタ管理	認定基準マスタ管理	次の項目を、認定基準として認定年度ごとに管理でき、審査に用いる認定年度を任意に選択できること。 生活保護受給中	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180042	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.1.認定基準マスタ管理	認定基準マスタ管理	認定基準として、その他の任意の項目を設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180043	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.1.認定基準マスタ管理	認定基準マスタ管理	各認定基準の有効/無効は任意に設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180044	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.2.認定基準額マスタ管理	認定基準額マスタ管理	認定基準額の算定に用いる次の値（金額・係数）を、認定年度ごとにマスタデータとして管理でき、審査に用いる認定年度を任意に選択できること。 【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1類費）/生活扶助（第2類費）/逓減率/生活扶助本体における経過的加算/冬季加算/期末一時扶助/基礎控除/住宅扶助/教育扶助/学校給食費/通学交通費/その他任意の値 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助/その他任意の値	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180045	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.2.認定基準額マスタ管理	認定基準額マスタ管理	前認定年度の金額・係数を翌認定年度のマスタに複写できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180046	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.2.認定基準額マスタ管理	認定基準額マスタ管理	【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】の各値の金額は、生活保護基準に基づき、世帯分類（世帯人数、年齢、級地）ごとに設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180047	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.2.認定基準額マスタ管理	認定基準額マスタ管理	【生活保護に準ずる基準額】のうち、生活扶助（第1類費）、生活扶助（第2類費）、逓減率については、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180048	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.2.認定基準額マスタ管理	認定基準額マスタ管理	【認定基準係数】は、世帯分類（世帯人数、級地）ごとに値を保持でき、又、同一の世帯分類であっても複数の値を設定できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180049	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.3.認定基準額の自動算定	認定基準額の自動算定	認定基準額マスタに基づき、世帯ごとに認定基準額を自動で算定できること。なお、認定基準額は以下により算出される。 ・認定基準額＝【生活保護に準ずる基準額】の合計×【認定基準係数】＋【その他の生活保護に準ずる基準額】の合計 ・【生活保護に準ずる基準額】の合計=生活扶助（第1類費）×逓減率＋生活扶助（第2類費）＋生活扶助本体における経過的加算＋冬季加算＋期末一時扶助＋基礎控除＋住宅扶助＋教育扶助＋学校給食費＋通学交通費＋その他任意の値	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180050	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.3.認定基準額の自動算定	認定基準額の自動算定	生活扶助費（生活扶助（第1類費）×逓減率＋生活扶助（第2類費）＋生活扶助本体における経過的加算＋冬季加算）は、以下により算出できること。 ・生活扶助費=A×a＋B×b+C×c+D A:（第１類費①×逓減率①＋第２類費①）×dと（第１類費②×逓減率②＋第２類費②）を比較して高い方をAとして採用 B:（第１類費①×逓減率①＋第２類費①）×eと（第１類費③×逓減率③＋第２類費③）を比較して高い方をBとして採用 C：生活扶助本体に係る経過的加算 D:冬季加算 なお、a,b,c,d,eは自治体ごとに任意に設定できる定数とする。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180051	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.4.認定基準額の個別変更	認定基準額の個別変更	加算・減算を行う調整額を登録することで、算定された認定基準額を個別に変更できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180052	2. 審査	2.1. 認定基準の設定	2.1.5.認定者数シミュレーション	認定者数シミュレーション	生活保護基準や認定基準係数について任意の項目、値を設定し、当該年度及び認定年度における認定者・否認定者数がどのように変動するかのシミュレーションができること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180053	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.1.所得情報連携	所得情報連携	個人住民税システムと連携し、各世帯の世帯員ごとの所得情報及び各種控除情報を任意に選択して一括又は個別で取り込み、設定された就学世帯の総所得、合計所得又は収入額を自動で算出・登録できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180054	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.1.所得情報連携	所得情報連携	所得情報は手動でも登録できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180055	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.1.所得情報連携	所得情報連携	個人住民税確定前は前年度の所得情報を基に所得情報を算出できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180056	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.1.所得情報連携	所得情報連携	個人住民税確定前は前年度所得が確認できなかった世帯員、個人住民税確定後は当該年度の所得が確認できなかった世帯員について、CSVファイル等で出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180232	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.1.所得情報連携	所得情報連携	個人住民税確定前（審査対象所得年度切替前（並行利用期間を含む。））は前年度の所得情報を基に算出できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180233	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.1.所得情報連携	所得情報連携	所得情報はシステムへの個別入力に加え、データ（CSV形式）の一括取込による登録ができること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180057	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.2.所得情報連携	所得情報連携	各世帯員について、年齢を基準として自動的に認定基準額の算定の対象外とする設定が行えること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180234	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.2.所得情報連携	所得情報連携	各世帯員について、被扶養者情報を基準として自動的に認定基準額の算定の対象外とする設定が行えること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180058	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.2.所得情報連携	所得情報連携	認定基準額の算定対象外とする基準となる年齢及び年齢算出基準日は任意に設定できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180059	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.3.所得情報連携	所得情報連携	個人住民税システムにおける所得情報と、申請情報における所得情報との差異を一覧で確認できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180060	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.3.所得情報連携	所得情報連携	個人住民税システムにおける所得情報と申請情報における所得情報との差異については、申請情報に反映する・しないを選択し、一括又は個別に反映できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180061	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.4.所得情報連携	所得情報連携	個人住民税課税がない、当年1月1日以降の転入者等から提出された所得課税状況書類の内容のうち、就学援助に関連する項目（所得額、課税・非課税区分）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180062	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.5.所得情報連携	所得情報連携	算出された所得情報について、一定金額の加算・減算による調整ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180063	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.5.所得情報連携	所得情報連携	一定金額の加算・減算による所得情報の調整について、調整事由を管理できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180064	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.5.所得情報連携	所得情報連携	一定金額の加算・減算による所得情報の調整について、対象を選択し一括で実施できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180235	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.5.所得情報連携	所得情報連携	所得の種類（給与所得など）を指定して、一律に指定した加算額・減算額を反映した額を所得額として自動算出できること。また、減算の結果が0円未満になるときは、0円とできること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180065	2. 審査	2.2. 所得情報管理	2.2.6.所得情報による仮認定審査	所得情報による仮認定審査	自動算出した世帯総所得又は収入額を基に、児童生徒単位、世帯単位又は申請者全体のシミュレーション（仮認定審査）ができること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180263	2. 審査	2.3. その他の認定に係る情報管理	2.3.1.生活保護に係る情報管理	生活保護に係る情報管理	生活保護システムと連携し、要保護世帯に係る資格情報（生活保護開始・停止・再開・廃止、該当の状態に移行した年月日、教育扶助・生活扶助の有無、生活保護費から支給した入学準備金支給情報等）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180067	2. 審査	2.3. その他の認定に係る情報管理	2.3.2.個人住民税に係る情報管理	個人住民税に係る情報管理	個人住民税システムと連携し、各世帯員の個人住民税に係る資格情報（非課税情報、減免情報、扶養情報）を一括又は個別で取込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180068	2. 審査	2.3. その他の認定に係る情報管理	2.3.3.国民年金保険料に係る情報管理	国民年金保険料に係る情報管理	国民年金システムと連携し、各世帯員の国民年金保険料に係る資格情報（減免情報）を一括又は個別で取込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180069	2. 審査	2.3. その他の認定に係る情報管理	2.3.4.国民健康保険法の保険料に係る情報管理	国民健康保険法の保険料に係る情報管理	国民健康保険システムと連携し、各世帯員の国民健康保険法の保険料に係る資格情報（減免情報）を一括又は個別で取込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180070	2. 審査	2.3. その他の認定に係る情報管理	2.3.5.児童扶養手当に係る情報管理	児童扶養手当に係る情報管理	児童扶養手当システムと連携し、各世帯員の児童扶養手当に係る資格情報（受給中・一部停止・停止及び停止理由等）を一括又は個別で取込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180071	2. 審査	2.3. その他の認定に係る情報管理	2.3.6.固定資産税に係る情報管理	固定資産税に係る情報管理	固定資産税システムと連携し、各世帯員の固定資産税に係る資格情報（減免情報）を一括又は個別で取込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180246	2. 審査	2.3. その他の認定に係る情報管理	2.3.7.兄弟姉妹に係る情報管理	兄弟姉妹に係る情報管理	兄弟姉妹（審査に用いる同一世帯に属する児童生徒）がいる場合、審査情報を他の兄弟姉妹に反映する・しないを選択し、反映できること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180072	2. 審査	2.4. 支給対象外設定	2.4.1.新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の受給者抽出	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の受給者抽出	転入元で新入学児童生徒学用品費等を入学前支給にて受給済みの可能性がある申請者(対象の児童生徒が新小1/新中1で支給条件を満たす者)を、転入日を任意に指定して抽出し、アラート表示及び一覧として出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180073	2. 審査	2.4. 支給対象外設定	2.4.2.新入学児童生徒学用品費等の入学前支給に係る支給対象外設定	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給に係る支給対象外設定	転入元で新入学児童生徒学用品費等を入学前支給にて受給済みの申請者の場合、受給済みの支給対象費目は対象者ごとに受給済みであることが表示できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180074	2. 審査	2.4. 支給対象外設定	2.4.2.新入学児童生徒学用品費等の入学前支給に係る支給対象外設定	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給に係る支給対象外設定	年度変更に伴い新入学児童生徒学用品費等の支給額が増額した場合は、その差額を支給できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180075	2. 審査	2.4. 支給対象外設定	2.4.2.新入学児童生徒学用品費等の入学前支給に係る支給対象外設定	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給に係る支給対象外設定	年度変更に伴う新入学児童生徒学用品費等の支給差額については、システムへの個別入力・CSVファイル等の一括取込のどちらでも対応可能とすること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180264	2. 審査	2.4. 支給対象外設定	2.4.3.支給対象外費目設定	支給対象外費目の設定	支給対象費目の設定の際、生活保護システムから連携した要保護世帯に係る教育扶助及び生活扶助の有無を参照し、支給対象費目を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180076	2. 審査	2.5. 認定	2.5.1.認定処理	認定処理	認定基準として設定した基準の該当・非該当に基づき、児童生徒ごとに、申請受付日や申請取消受付日等に応じて一括又は個別で認定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180077	2. 審査	2.5. 認定	2.5.2.認定処理	認定処理	認定基準マスタ及び児童生徒の認定に係る情報（認定基準の該当・非該当）に基づき、認定結果（認定、否認定、保留）及び理由を設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180247	2. 審査	2.5. 認定	2.5.2.認定処理	認定処理	以下の場合に認定結果を「保留」とし、自動で理由を設定できること。 ・住民記録システム又は就学事務システム（学齢簿編製等）から取り込んだ就学世帯情報と、登録した申請情報に差異がある場合（参考：機能ID 0180024） ・前年度所得が確認できなかった世帯員（個人住民税確定後は当該年度の所得が確認できなかった世帯員）がいる場合（参考：機能ID 0180056） ・就学事務システム（学齢簿編製等）上の保護者と就学事務システム（就学援助）の申請者が異なる場合	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180078	2. 審査	2.5. 認定	2.5.2.認定処理	認定処理	保留の場合、保留期間を設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180079	2. 審査	2.5. 認定	2.5.3.認定処理	認定処理	児童生徒ごとの認定結果（認定、否認定、保留（保留期間含む。））及び理由をリストとして出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180080	2. 審査	2.5. 認定	2.5.4.認定区分管理	認定区分管理	認定区分の管理及び認定年度途中での切替えができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180081	2. 審査	2.5. 認定	2.5.5.認定区分管理	認定区分管理	認定区分の変更履歴を管理できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180082	2. 審査	2.5. 認定	2.5.6.支給予定額シミュレーション	支給予定額シミュレーション	個別・一括を選択し、学校別・費目別に、年間及び期間を指定して支給予定額をシミュレーションできること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180083	2. 審査	2.5. 認定	2.5.7.支給予定額算定	支給予定額算定	定額支給の費目について、認定区分、在籍校、学年に基づき、支給予定額を対象認定年度ごとに自動で算出できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180084	2. 審査	2.5. 認定	2.5.8.支給設定	支給設定	支給の停止及び再開を支給者/支給対象費目ごとに管理（参照・登録・修正）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180085	2. 審査	2.5. 認定	2.5.9.認定結果管理	認定結果管理	児童生徒ごとに、認定結果、認定区分、理由、学校長への振込委任有無、認定基準額、支給対象費目、支給予定額、審査日、認定日、認定期間、申請番号、備考情報を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180086	2. 審査	2.5. 認定	2.5.9.認定結果管理	認定結果管理	世帯ごとに支給する必要のある費目は、支給対象費目、支給予定額を世帯ごとに管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180087	2. 審査	2.5. 認定	2.5.9.認定結果管理	認定結果管理	学校長への振込委任有無、支給予定額については、支給対象費目ごとにも管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180088	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.1.認定通知書	認定通知書	条件（対象者、受付日、認定日、認定区分、在籍校等 ）を指定して、認定通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180236	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.1.認定通知書	認定通知書	条件（申請書受付校）を指定して、認定通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180089	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.1.認定通知書	認定通知書	認定通知書は再発行できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180090	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.1.認定通知書	認定通知書	認定通知書の出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180270	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.1.認定通知書	認定通知書	条件（対象者、受付日、認定日、認定区分、在籍校等 ）を指定して、「認定通知書（圧着はがき）」を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180271	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.1.認定通知書	認定通知書	条件（申請書受付校）を指定して、「認定通知書（圧着はがき）」を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180272	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.1.認定通知書	認定通知書	「認定通知書（圧着はがき）」は再発行できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180273	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.1.認定通知書	認定通知書	「認定通知書（圧着はがき）」の出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180091	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.2.保留通知書	保留通知書	条件（対象者、受付日、保留日、在籍校等 ）を指定して、保留通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180237	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.2.保留通知書	保留通知書	条件（申請書受付校）を指定して、保留通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180092	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.2.保留通知書	保留通知書	保留通知書は再発行できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180093	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.2.保留通知書	保留通知書	保留通知書の出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180094	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.3.否認定通知書	否認定通知書	条件（対象者、受付日、否認定日、在籍校等 ）を指定して、否認定通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180238	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.3.否認定通知書	否認定通知書	条件（申請書受付校）を指定して、否認定通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180095	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.3.否認定通知書	否認定通知書	否認定通知書は再発行できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180096	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.3.否認定通知書	否認定通知書	否認定通知書の出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180274	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.3.否認定通知書	否認定通知書	条件（対象者、受付日、否認定日、在籍校等 ）を指定して、「否認定通知書（圧着はがき）」を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180275	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.3.否認定通知書	否認定通知書	条件（申請書受付校）を指定して、「否認定通知書（圧着はがき）」を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180276	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.3.否認定通知書	否認定通知書	「否認定通知書（圧着はがき）」は再発行できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180277	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.3.否認定通知書	否認定通知書	「否認定通知書（圧着はがき）」の出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180097	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.4.認定取消通知書	認定取消通知書	条件（対象者、受付日、認定取消日、認定区分、在籍校等 ）を指定して、認定取消通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180239	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.4.認定取消通知書	認定取消通知書	条件（申請書受付校）を指定して、認定取消通知書を一括又は個別で申請者宛てに出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180098	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.4.認定取消通知書	認定取消通知書	認定取消通知書は再発行できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180099	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.4.認定取消通知書	認定取消通知書	認定取消通知書の出力順は条件（郵便番号順、学校順、学年順等）を指定して任意に並び替えができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180100	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.5.医療券	医療券	就学援助対象者について、医療券（医科、歯科、調剤）を一括・個別で出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180279	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.5.医療券	医療券	国公費の公費負担者番号に準拠した8桁の公費負担者番号を管理できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180280	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.5.医療券	医療券	CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに医療券情報を提供できること、もしくはCSV形式又はJSON形式のファイルを出力しデジタル庁が提供するAPI連携バッチ処理を利用してPMHに医療券情報を提供できること。 ※1　APIや出力ファイルの仕様は、デジタル庁が規定する情報登録に関するAPI設計書、ファイル設計書、説明資料に準拠すること ※2　日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※3　全件又は差分とすること　※差分連携を推奨 ※4　CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに医療券情報を提供する場合、返却された登録結果（コード、内容）を確認できること	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180281	3. 交付	3.1. 通知出力	3.1.5.医療券	医療券	PMHに、処理通番を基に医療券情報の登録状況を照会できること。 ※1　APIの仕様は、デジタル庁が規定する登録結果取得に関するAPI設計書に準拠すること ※2　返却された照会結果（コード、内容）を確認できること	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180101	3. 交付	3.2. 出力設定	3.2.1.出力設定	出力設定	通知書は世帯単位（学校別）の出力とし、個別に出力する場合は、対象世帯の中から通知書の発行対象となる児童生徒を選択できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180248	3. 交付	3.2. 出力設定	3.2.1.出力設定	出力設定	すべての帳票の出力順に行政区を指定できること。	実装必須機能	—	令和8年4月1日
0180102	3. 交付	3.2. 出力設定	3.2.1.出力設定	出力設定	通知書を出力する際に、対象者の申請情報、認定結果情報及び文字切れリストの一覧を出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180103	3. 交付	3.2. 出力設定	3.2.2.出力設定	出力設定	通知書を発行する際に、同一の認定期間内において既に発行済みの場合は、アラート表示されること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180104	3. 交付	3.2. 出力設定	3.2.3.出力設定	出力設定	住民などへ発送する通知書等は、住所表示と共にカスタマバーコードを表示できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180105	3. 交付	3.2. 出力設定	3.2.4.出力設定	出力設定	認定通知書に記載する支給対象費目及び支給予定額について、学年、認定区分ごとに設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180106	3. 交付	3.2. 出力設定	3.2.5.出力設定	出力設定	注意情報（支援措置対象者情報等）が設定されている対象者の通知書を発行する際に、発行可否を確認するアラートが表示されること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180107	3. 交付	3.2. 出力設定	3.2.5.出力設定	出力設定	注意情報（支援措置対象者情報等）は一覧として出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180108	3. 交付	3.2. 出力設定	3.2.6.出力設定	出力設定	通知書を発行する際に、送付先住所が就学事務システム（学齢簿編製等）及び住民記録システム上の住所と異なる場合は、アラートを表示でき、一覧としても出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180109	4. 支給	4.1.振込口座管理	4.1.1.振込口座管理	振込口座管理	支給対象者（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）ごとに振込先口座を管理(参照・登録・修正・削除)できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180110	4. 支給	4.1.振込口座管理	4.1.1.振込口座管理	振込口座管理	振込先口座は口座情報が入力されたCSVファイル等を指定して取込み、一括で反映できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180249	4. 支給	4.1.振込口座管理	4.1.1.振込口座管理	振込口座管理	兄弟姉妹（審査に用いる同一世帯に属する児童生徒）がいる場合、口座情報を他の兄弟姉妹に、反映する・しないを選択し、反映できること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180111	4. 支給	4.1.振込口座管理	4.1.2.振込口座管理	振込口座管理	学校長口座の設定時、支給対象者の在籍校名により学校長口座を読み込むことができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180112	4. 支給	4.1.振込口座管理	4.1.3.振込口座管理	振込口座管理	口座情報が未登録の認定者の一覧を出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180113	4. 支給	4.1.振込口座管理	4.1.4.振込口座管理	振込口座管理	支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180114	4. 支給	4.1.振込口座管理	4.1.5.振込口座設定	振込口座設定	月途中の転校等を考慮し、一人の児童生徒に対し、複数の学校長口座、給食センター口座を紐づけ、各々に対して支給できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180115	4. 支給	4.1.振込口座管理	4.1.6.振込口座設定	振込口座設定	振込先口座は支給対象費目ごとに初期値を設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180116	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.1.医療機関マスタ管理	医療機関マスタ管理	医療機関情報（医療機関コード・名称・名称フリガナ・代表者名・郵便番号・住所・電話番号・金融機関情報等）をマスタデータとして管理できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180117	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.2.医療費管理	医療費管理	医療機関から自治体へ送付されるレセプト情報に基づいて医療機関情報、疾病別の医療費等を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180118	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.2.医療費管理	医療費管理	医療費のうち通院費は、保護者から提出される領収証等に基づいて、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180119	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.3.実費支給情報の取り込み	実費支給情報の取り込み	現物支給又は実費で支給する支給対象費目（学校給食費等）は、支給額が入力されたCSVファイル等を指定して取込み、支給予定額に一括で反映できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180120	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.3.実費支給情報の取り込み	実費支給情報の取り込み	実費支給額の入力用のCSVファイル等はシステムから出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180121	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.3.実費支給情報の取り込み	実費支給情報の取り込み	実費支給額については上限額を設定でき、取り込んだ実費支給情報について、支給額、支給対象費目、認定日等に齟齬がある場合にエラーが表示されること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180122	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.3.実費支給情報の取り込み	実費支給情報の取り込み	実費支給情報等、学校との連携が必要なデータについては、パスワードを設定した上でデータ出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180123	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.4.支給費マスタ管理	支給費マスタ管理	認定年度、在籍校、学年、認定区分ごとに、支給費情報（支給対象費目・支給額（年額、月額、日額）・支給月・金額設定方式・端数計算方式・統計表算入先）及び学校給食費の総額をマスタデータとして管理できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180124	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.5.支給額算定	支給額算定	在籍校、学年、認定区分、認定日、支給月等に応じて、児童生徒ごとに各支給対象費目の支給額を自動算定し、一括・個別を選択して登録できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180125	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.5.支給額算定	支給額算定	世帯ごとに支給する必要のある費目は世帯ごとに登録できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180126	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.5.支給額算定	支給額算定	支給額は手動でも登録できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180127	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.6.支給額設定	支給額設定	月途中に転校した児童生徒の定額支給の支給対象費目のうち、学校長又は給食センター払いの費目（学校給食費等）について、支給対象費目ごとに、転校前後の在籍校・給食センターに対する支給額を日割、又は月額を選択して自動で登録できること。なお、日割額は以下により算出される。 日割額=月額×在籍日数/当該月の総日数（休校日を含む。）	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180128	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.6.支給額設定	支給額設定	日割額は手動でも登録できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180129	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.7.支給額設定	支給額設定	認定区分、学年に応じて支給対象費目ごとに支給額を入力できないように制限できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180130	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.8.支給内訳作成	支給内訳作成	支給対象者（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）への支給内容について、認定区分、支給対象者、支給対象費目、学校、月ごとの一覧を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180250	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.8.支給内訳作成	支給内訳作成	支給対象者（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）への支給内容について、認定区分、支給対象者、支給対象費目、学校、月ごとの一覧と支給人数・支給金額の合計を加工可能な形式（CSVファイル等）で出力できること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180131	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.9.支給履歴確認	支給履歴確認	支給対象者の支給履歴を参照できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180132	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.10.支給履歴確認	支給履歴確認	年度及び認定期間内の累積支給額（申請者単位）を支給対象費目・支給対象者（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）・支給日ごとに出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180133	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.11.支給日管理	支給日管理	支給日を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180134	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.11.支給日管理	支給日管理	支給日は支給対象費目、学校、学年等に応じて、一括・個別を選択して登録できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180135	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.12.支給通知書出力	支給通知書出力	支給額に関する明細及び通知書について、一括・個別を選択して出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180136	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.12.支給通知書出力	支給通知書出力	支給額に関する明細及び通知書について、一括出力を選択した場合、支給日、学校ごとの出力ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180137	4. 支給	4.2. 支給情報作成	4.2.13.過年度分支給データ作成	過年度分支給データ作成	過年度及び過去の認定年度分の支給データの作成ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180138	4. 支給	4.3. 振込情報作成	4.3.1.金融機関マスタ管理	金融機関マスタ管理	金融機関マスタデータ（金融機関コード・名称・名称フリガナ・支店番号・支店名・支店名フリガナ）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180139	4. 支給	4.3. 振込情報作成	4.3.1.金融機関マスタ管理	金融機関マスタ管理	金融機関マスタデータを一覧で確認できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180140	4. 支給	4.3. 振込情報作成	4.3.1.金融機関マスタ管理	金融機関マスタ管理	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180141	4. 支給	4.3. 振込情報作成	4.3.1.金融機関マスタ管理	金融機関マスタ管理	金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、参照できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180142	4. 支給	4.3. 振込情報作成	4.3.2.銀行振込データ作成	銀行振込データ作成	全国銀行協会フォーマット等に準拠して振込用データを作成できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180143	4. 支給	4.3. 振込情報作成	4.3.2.銀行振込データ作成	銀行振込データ作成	作成した振込用データは履歴管理できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180144	4. 支給	4.3. 振込情報作成	4.3.3.銀行振込データ作成	銀行振込データ作成	銀行振込データ作成時に、口座情報が取得できない又は金融機関が存在しない場合、対象者を確認できるエラーリストが出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180145	4. 支給	4.3. 振込情報作成	4.3.3.銀行振込データ作成	銀行振込データ作成	銀行振込データ作成時にエラーリストが出力された場合、振込データは作成できないこと。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180146	4. 支給	4.3. 振込情報作成	4.3.4.振込依頼結果データの取り込み	振込依頼結果データの取り込み	振込依頼結果データを取り込み、振込不能となっている対象者を抽出・参照できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180147	4. 支給	4.4. 過誤調整	4.4.1.返納・追給対象者抽出	返納・追給対象者抽出	異動情報（転出・転校・生保開始、廃止等）を基にして、返納又は追給対象者を抽出し、一覧で確認できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180148	4. 支給	4.4. 過誤調整	4.4.2.返納	返納	過誤支給となった場合、返納処理（返納金額の算出、返納記録の管理）ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180149	4. 支給	4.4. 過誤調整	4.4.2.返納	返納	過誤支給となった場合、返納を行うための納付書の出力ができること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180150	4. 支給	4.4. 過誤調整	4.4.3.追給	追給	支給額の不足、漏れがあった場合、追給処理（追給分の振込データ作成、追給記録の管理）ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180151	4. 支給	4.4. 過誤調整	4.4.3.過誤調整管理	過誤調整管理	過誤調整情報（金額、事由、結果、振込日、戻入日等）を管理(参照・登録・修正・削除)できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180152	5. 異動	5.1. 年次更新	5.1.1.新年度データ作成	新年度データ作成	前年度の登録情報（就学世帯情報や申請情報等）を引継ぎ、新年度のデータを作成できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180153	5. 異動	5.1. 年次更新	5.1.1.新年度データ作成	新年度データ作成	新入学児童生徒学用品費等を当年度に支給している場合は、新年度データに新入学児童生徒学用品費等に係る支給情報も引き継げること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180154	5. 異動	5.1. 年次更新	5.1.1.新年度データ作成	新年度データ作成	認定年度の始期及び終期（日）を任意に設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180155	5. 異動	5.1. 年次更新	5.1.2過年度データ管理	過年度データ管理	過年度及び過去の認定年度の登録情報（就学世帯情報や申請情報等）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180156	5. 異動	5.2. 異動者抽出	5.2.1.異動者管理	異動者管理	以下のシステムと連携し、世帯及び世帯員の情報に異動があった場合に、異動情報として履歴管理できること。 住民記録システム/就学事務システム（学齢簿編製等）/住登外者宛名番号管理機能/生活保護システム/個人住民税システム/国民年金システム/国民健康保険システム/児童扶養手当システム/固定資産税システム	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180265	5. 異動	5.2. 異動者抽出	5.2.2.異動者管理	異動者管理	指定期間における以下の異動を抽出できること。 市外転出、市内転居、認定（申請）世帯への一部転入、同世帯合併、同世帯分離、死亡、職権消除等の減異動、住定日異動、住所、方書異動、氏名変更、児童扶養手当資格異動（得喪）、生活保護資格異動（開廃）、学籍情報異動、年齢到達、所得更正、保護者変更　等	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180266	5. 異動	5.2. 異動者抽出	5.2.2.異動者管理	異動者管理	指定期間における以下の異動を抽出できること。 区間異動	実装必須機能	—	令和8年4月1日
0180252	5. 異動	5.2. 異動者抽出	5.2.2.異動者管理	異動者管理	指定期間における以下の異動を抽出できること。 国民年金保険料資格異動（減免情報）、国民健康保険料資格異動（減免情報）、固定資産税（減免情報）	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180158	5. 異動	5.2. 異動者抽出	5.2.2.異動者管理	異動者管理	抽出対象者の中に就学援助費申請者及び受給者が含まれる場合は、その旨が記載されること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180159	5. 異動	5.2. 異動者抽出	5.2.2.異動者管理	異動者管理	異動により、認定基準として設定した基準の該当・非該当が変更となる児童生徒の一覧を出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180253	5. 異動	5.2. 異動者抽出	5.2.2.異動者管理	異動者管理	兄弟姉妹（審査に用いる同一世帯に属する児童生徒）がいる場合、異動情報を他の兄弟姉妹に反映する・しないを選択し、反映できること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180160	5. 異動	5.3. 資格情報取消処理	5.3.1.職権修正	職権修正	認定年度途中の異動者について、職権による認定区分の変更及び認定の取消処理ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180161	5. 異動	5.3. 資格情報取消処理	5.3.1.職権修正	職権修正	職権による認定区分の変更日等の管理（参照・登録）ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180162	5. 異動	5.3. 資格情報取消処理	5.3.2.認定辞退受付	認定辞退受付	認定の辞退を受け付け、辞退事由及び辞退受付日、辞退日等を管理(参照・登録・修正・削除)できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180163	6. その他	6.1. 報告・統計	6.1.1.就学援助費申請者一覧出力	就学援助費申請者一覧出力	条件（対象者、受付日、認定日、在籍校等）を指定して、申請児童生徒・申請児童生徒数の一覧を一括又は個別で出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180254	6. その他	6.1. 報告・統計	6.1.1.就学援助費申請者一覧出力	就学援助費申請者一覧出力	就学援助費申請者一覧出力機能については、行政区を出力条件として出力できること。	実装必須機能	—	令和8年4月1日
0180255	6. その他	6.1. 報告・統計	6.1.1.就学援助費申請者一覧出力	就学援助費申請者一覧出力	統計帳票においては、行政区ごとの集計ができること。	実装必須機能	—	令和8年4月1日
0180164	6. その他	6.1. 報告・統計	6.1.2.転出先自治体連絡票作成	転出先自治体連絡票作成	就学援助費（新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を含む。）を受給済みで転出した児童生徒がいた場合、転出先自治体への連絡票(氏名、自治体名を含む。)が出力されること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180165	7. 共通	7.1.EUC機能	7.1.1.EUC機能	EUC機能	EUC機能（共通機能の標準を定める命令第2条第2項ホに規定するEUC機能をいう。以下この表において同じ。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「基本データリスト（就学事務システム（就学援助））」の規定に従うこと。（就学事務システム（就学援助）とEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリスト（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省令第8号）第2条第4号に規定する基本データリストをいう。以下この表において同じ。）に定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。） なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180166	7. 共通	7.2. アクセスログ管理	7.2.1.ログ取得	ログ取得	個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること（IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること）。 ● 操作ログ 取得対象：①照会、②帳票発行、③異動入力（履歴追加）、④異動入力（履歴修正）、⑤異動入力（履歴削除）、⑥バッチ処理（帳票作成）、⑦バッチ処理（データ更新）、⑧画面ハードコピー、⑨データ抽出（EUC） ※③から⑤までについては、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できること。 記録対象：操作者ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名、バッチについては処理名、処理・交付場所、個人番号へのアクセス有無	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180167	7. 共通	7.2. アクセスログ管理	7.2.1.ログ取得	ログ取得	● 認証ログ ログイン及びログインのエラー回数等	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180168	7. 共通	7.2. アクセスログ管理	7.2.1.ログ取得	ログ取得	●イベントログ 就学事務システム（就学援助）内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180169	7. 共通	7.2. アクセスログ管理	7.2.1.ログ取得	ログ取得	● 通信ログ Web サーバやWeb アプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180170	7. 共通	7.2. アクセスログ管理	7.2.1.ログ取得	ログ取得	● 印刷ログ 印刷者ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、通知書の場合には発行番号等の情報	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180171	7. 共通	7.2. アクセスログ管理	7.2.1.ログ取得	ログ取得	● 設定変更ログ 管理者による設定変更時の情報	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180172	7. 共通	7.2. アクセスログ管理	7.2.1.ログ取得	ログ取得	● エラーログ 就学事務システム（就学援助）上でエラーが発生した際の記録。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180173	7. 共通	7.2. アクセスログ管理	7.2.2.ログ分析	ログ分析	取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC 機能を用いた後日分析が簡単にできること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180174	7. 共通	7.2. アクセスログ管理	7.2.2.ログ分析	ログ分析	システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180175	7. 共通	7.2. アクセスログ管理	7.2.3.ログ分析	ログ分析	システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル作成ができること（IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること）。 [分析例] ・深夜・休業日におけるアクセス一覧 ・ログイン失敗一覧 ・ID 別ログイン数一覧 ・大量検索実行一覧 ・宛名番号等から該当者の検索実行一覧	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180176	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.1.アクセス権限管理	アクセス権限管理	システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180177	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.2.アクセス権限管理	アクセス権限管理	職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180178	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.3.アクセス権限管理	アクセス権限管理	ユーザID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180179	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.3.アクセス権限管理	アクセス権限管理	認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180180	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.4.アクセス権限管理	アクセス権限管理	アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180181	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.4.アクセス権限管理	アクセス権限管理	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180182	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.5.アクセス権限管理	アクセス権限管理	アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180183	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.6.アクセス権限管理	アクセス権限管理	アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラ―に設定し、事前に準備ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180184	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.7.操作権限管理	操作権限管理	事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180185	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.8.操作権限管理	操作権限管理	他の職員が申請情報の入力・異動作業をしている間は、同一の申請者情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180186	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.9.操作権限管理	操作権限管理	操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180187	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.9.操作権限管理	操作権限管理	操作権限一覧表で操作権限が設定できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180188	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.10.操作権限管理	操作権限管理	操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180189	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.11.二要素認証	二要素認証	ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180190	7. 共通	7.3. 操作権限管理	7.3.12.強制終了	強制終了	複数回のアクセスの失敗に対して、アカウントロック状態にできること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180191	7. 共通	7.4.操作権限設定	7.4.1.操作権限設定	操作権限設定	システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、他課参照や異動・証明を含む全ての画面にて、「個人番号」の項目を表示又は非表示に設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180192	7. 共通	7.5. ヘルプ機能	7.5.1.ヘルプ機能	ヘルプ機能	システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180193	7. 共通	7.5. ヘルプ機能	7.5.1.ヘルプ機能	ヘルプ機能	ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等が確認できるオンラインマニュアル（画面上に表示されるマニュアル類）が提供されること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180194	7. 共通	7.5. ヘルプ機能	7.5.1.ヘルプ機能	ヘルプ機能	システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有していること。	実装不可機能	実装不可機能	—
0180195	7. 共通	7.6. 印刷	7.6.1.印刷設定	印刷設定	出力部数を設定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180196	7. 共通	7.6. 印刷	7.6.2.印刷設定	印刷設定	帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180197	7. 共通	7.6. 印刷	7.6.3.印刷設定	印刷設定	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180198	7. 共通	7.6. 印刷	7.6.3.印刷設定	印刷設定	二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180199	7. 共通	7.6. 印刷	7.6.3.印刷設定	印刷設定	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180200	7. 共通	7.6. 印刷	7.6.4.印刷設定	印刷設定	就学事務システム（就学援助）内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180201	7. 共通	7.6. 印刷	7.6.5.印刷設定	印刷設定	氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180256	7. 共通	7.6. 印刷	7.6.6.印刷設定	印刷設定	行政区、学年、学校名等を検索条件として抽出した対象を、行政区・学校または個人単位で一括または個別に印刷イメージファイル（PDF形式等）にて帳票出力できること。	実装必須機能	—	令和8年4月1日
0180257	7. 共通	7.6. 印刷	7.6.7.印刷設定	印刷設定	印刷イメージファイル名には任意のデータ項目（複数）を選択し、付加できること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180202	7. 共通	7.7. 個人番号管理	7.7.1.個人番号管理	個人番号管理	申請者から提示された個人番号情報の管理（参照・登録・修正・削除）ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180217	7. 共通	7.7. 個人番号管理	7.7.3.団体内統合宛名機能との連携	団体内統合宛名機能との連携	団体内統合宛名機能（共通機能の標準を定める命令第2条第2号二に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下この表において同じ。）における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180218	7. 共通	7.7. 個人番号管理	7.7.3.団体内統合宛名機能との連携	団体内統合宛名機能との連携	団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180206	7. 共通	7.8. エラー・アラート項目	7.8.1.エラー・アラート項目	エラー・アラート項目	論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等は、エラー（※）として抑止すること。エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法としては、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。 論理的には成立するが特に注意を要する入力等は、アラート（※）として注意喚起すること。 ※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもの。 ※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180207	7. 共通	7.8. エラー・アラート項目	7.8.1.エラー・アラート項目	エラー・アラート項目	エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180208	7. 共通	7.9. 検索	7.9.1.検索対象	検索対象	就学管理に係る諸情報（受給状況、資格等）及び異動履歴（特記事項（メモ）等を含む。）を照会できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180209	7. 共通	7.9. 検索	7.9.2.検索条件	検索条件	氏名（漢字・振り仮名（フリガナ）・通称名）、生年月日、学年、学校名、宛名番号、世帯番号、申請番号、マイナンバー等での検索ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180219	7. 共通	7.9. 検索	7.9.2.検索条件	検索条件	氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180210	7. 共通	7.9. 検索	7.9.3.検索条件	検索条件	検索結果は並び替え（降順/昇順等）ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180211	7. 共通	7.9. 検索	7.9.3.検索条件	検索条件	検索結果表示件数の設定ができ、検索結果が設定件数を超えるとメッセージが表示されること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180258	7. 共通	7.9. 検索	7.9.3.検索条件	検索条件	行政区を保持する情報の検索画面において、行政区を検索条件に指定できること。	実装必須機能	—	令和8年4月1日
0180259	7. 共通	7.9. 検索	7.9.3.検索条件	検索条件	申請情報は、対象年度・学校・申請書類番号を指定して検索ができること。	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
0180212	7. 共通	7.9. 検索	7.9.4.検索履歴	検索履歴	過去に検索した条件を保持することができ、保持している条件を利用して検索できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180260	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.1.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	以下の他基幹業務システム等へ情報を照会できること。 ・住基システムに、住基情報を照会する。 ・住基システムに、支援措置対象者情報を照会する。 ・就学事務システム（学齢簿編製等）に、児童生徒情報、就学履歴情報、学年情報、学校情報を照会する。 ・申請管理システムに、申請情報を照会する。 ・個人住民税システムに、課税情報、控除情報、扶養情報、所得情報、納税義務者情報を照会する。 ・生活保護システムに、生活保護世帯情報、生活保護個人情報、生活保護入学準備金情報を照会する。 ・個人住民税システムに、減免情報を照会する。 ・児童扶養手当システムに、受給者情報、判定情報を照会する。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180282	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.1.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	以下の他基幹業務システム等へ情報を照会できること。 ・国民年金システムに、減免情報を照会する。 ・国民健康保険システムに、減免情報を照会する。 ・固定資産税システムに、減免情報を照会する。 ・PMHに、医療券情報を照会する。	標準オプション機能	標準オプション機能	—

機能ID	大項目	中項目	小項目	機能名称	機能要件	指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
0180283	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.2.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	以下の他基幹業務システム等に情報を提供できること。 ・就学事務システム（学齢簿編製等）に、審査情報を提供する。 ・財務会計システムに、銀行振込データとして作成した支払情報を提供する。 ・給食費管理システムに、就学援助情報を出力する時点で最新の就学援助受給情報を提供する。 ・就学奨励システムに、就学援助情報を出力する時点で最新の就学援助受給情報を提供する。 ・PMHに、医療券情報を提供する。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180267	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.2.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	住登外宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・住登外者宛名番号管理機能（共通機能の標準を定める命令第２条第２号ハに規定する機能をいう。以下この表において同じ。）に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180268	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.2.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	住登外宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180269	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.2.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	住登外宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180284	7. 共通	7.10. 他基幹業務システム等との連携	7.10.2.他基幹業務システム等との連携	他基幹業務システム等との連携	PMHに連携するために必要な項目である不開示フラグを管理し、一覧で確認できること。	標準オプション機能	標準オプション機能	—
0180222	7. 共通	7.11. 保存期間を経過した情報の削除	7.11.1. 保存期間を経過した情報の削除	保存期間を経過した情報の削除	法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、システムから物理削除できること。個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
0180223	7. 共通	7.11. 保存期間を経過した情報の削除	7.11.2. 保存期間を経過した情報の削除	保存期間を経過した情報の削除	機能ID 0180222に定める情報の保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

備考
実装必須機能 ： 地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能
標準オプション機能 ： 地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能
実装不可機能 ： 地方公共団体情報システムに実装してはならない機能
— ：・実装区分の列におけるものは当該実装区分において実装の対象外であること
　　・適合基準日の列におけるものは適合基準日を設定しないこと

別表第二（第二条第二項関係）

帳票ID	帳票名称	帳票概要	実装区分	適合基準日
0180001	就学援助費申請者一覧	就学援助費申請者の確認・把握のための一覧	標準オプション機能	—
0180002	就学援助費申請者世帯票	申請書の記載内容の確認、及び申請世帯状況の確認のための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180003	就学援助認定結果一覧	認定区分別に認定者数を把握するための一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180004	就学援助学校別認定・否認定者数一覧	学校別に認定・否認定者数を把握するための一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180005	新入学児童生徒学用品費等対象者一覧	新入学児童生徒学用品費等の対象者となった申請者を把握するための一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180006	就学援助費認定通知書	就学援助対象者として認定された申請者への通知書	実装必須機能	令和8年4月1日
0180007	就学援助費否認定通知書	就学援助対象外となり否認定となった申請者への通知書	実装必須機能	令和8年4月1日
0180008	就学援助費保留通知書	審査に必要な情報に不足があり、認定保留となった申請者への通知書	実装必須機能	令和8年4月1日
0180009	就学援助費認定取消通知書	対象者に就学援助費の認定が取り消されたことを通知するための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180010	異動者一覧（住民税、生活保護、世帯異動、児童扶養手当、学籍等）	就学援助費の認定取消、又は区分変更等の対象者を確認するための一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180011	児童生徒個人別支給調書	就学援助認定者を管理（各児童生徒の支給額・支給予定額、振込先口座情報等）するための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180012	支給通知書対象者一覧	支給通知書の送付管理・確認等のための一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180013	就学援助費支払明細	児童生徒ごとの支給明細の出力および管理等のための一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180014	就学援助費支給通知書（保護者向け）	対象者に就学援助費の支給額を通知するための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180015	就学援助費支給通知書（学校長向け・給食センター向け）	学校長・給食センターに就学援助費の支給額を通知するための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180016	医療券（医科）	医科用の医療券	標準オプション機能	—
0180017	医療券（歯科）	歯科用の医療券	標準オプション機能	—
0180018	医療券（調剤）	調剤用の医療券	標準オプション機能	—
0180019	医療券発送者一覧	医療券の発送状況の把握するための一覧	標準オプション機能	—
0180020	児童生徒医療費集計表	児童生徒ごと・所属校ごとの治療費の総計、疾病ごとの医療費、人数の集計のための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180021	就学援助費児童生徒総括表（認定者データー覧）	就学援助認定者の確認及び集計のための一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180022	就学援助費支給内訳総括表	就学援助費の支給内訳の総括結果の把握のための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180023	学校費目別支給状況表	各学校での費目別の支給額・支給状況の把握のための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180024	統計帳票（就学援助実施状況・学用品費等）	学用品費に関する就学援助実施の状況把握・統計のための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180025	統計帳票（就学援助実施状況・医療費）	医療費に関する就学援助実施の状況把握・統計のための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180026	統計帳票（就学援助実施状況・給食費）	学校給食費に関する就学援助実施の状況把握・統計のための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180027	転出先自治体連絡票	就学援助費を受給していたことを転出先自治体に通知するための帳票	実装必須機能	令和8年4月1日
0180028	口座振込依頼一覧	金融機関向けに作成された口座振込データの一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180029	各通知書発送者文字切れリスト	文字溢れや未登録外字が生じた対象者を出力したリスト	標準オプション機能	—
0180030	新規申請対象者一覧／継続申請対象者一覧	新規申請対象者及び継続申請対象者（氏名、住所等）の一覧	標準オプション機能	—
0180031	自動継続処理者一覧	認定期間末日時点の認定者のうち、自動継続処理された者の一覧	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票ID	帳票名称	帳票概要	実装区分	適合基準日
0180032	継続認定未申請者一覧	認定期間末日時点の認定者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180033	継続認定世帯員異動者一覧	住民記録システム上の世帯員と就学事務システム上の世帯員が異なる世帯の児童生徒の一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180034	オンライン申請者一覧	オンライン申請の申請データの申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)の一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180035	所得未確認者一覧	前年度所得または当該年度の所得が確認できなかった世帯員の一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180036	認定通知書等対象者一覧	対象者の申請情報及び認定結果情報の一覧	標準オプション機能	―
0180037	注意情報設定者一覧	注意情報(支援措置対象者情報等)が設定されている対象者の一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180038	送付先確認リスト	通知書の送付先住所が就学事務システム(学齢簿編製等)及び住民記録システム上の住所と異なる児童生徒の送付先を出力したリスト	実装必須機能	令和8年4月1日
0180039	支給対象者別支給内容一覧	支給対象者(申請者、学校長、給食センター、医療機関等)への支給内容の一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180040	口座情報未登録者一覧	口座情報が未登録の認定者の一覧	実装必須機能	令和8年4月1日
0180041	転入予約情報等一覧	転入予約情報/転居予約情報/転出証明書情報の一覧	標準オプション機能	―
0180042	就学援助費認定通知書(葉書)	就学援助対象者として認定された申請者への通知書	標準オプション機能	―
0180043	就学援助費否認定通知書(葉書)	就学援助対象外となり否認定となった申請者への通知書	標準オプション機能	―

備考
実装必須機能：地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能
標準オプション機能：地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能
―：適合基準日の列におけるものは適合基準日を設定しないこと

別表第三（第二条第二項第一号関係）

1．項目・記載内容

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント）※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
1	就学援助費認定通知書、就学援助費認定通知書（平仮名表記）、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（平仮名表記）	送付先	学校コード（文科省指定）（指定都市の実装においては、自治体で任意に設定する自治体学校コードのいずれか）を記載	1	無	全角/半角	27	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			申請番号（認定番号・否認定番号と共通する番号）を記載 就学世帯出力の際は申請者単位の付番、個人出力を前提とする場合は児童生徒ごとに付番で想定し、複数の付番は想定しない	1	無	全角/半角	10	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			郵便番号（「999－9999」形式）を記載	1	無	全角	8	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
			申請者の住所を記載	3	有	宛名住所型	17/3	IPAmj明朝	―	左	○	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			申請者名を記載 振り仮名（フリガナ）を出力しない	1	無	宛名氏名型	15	IPAmj明朝	―	左	○	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			カスタマバーコードを付す 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	―	―	バーコード	―	―	―	左	―	―	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
2		文書番号	文書番号を記載（自治体によって設定する想定）	1	無	全角/半角	22	IPAmj明朝	―	右	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
3		送付年月日	送付年月日を記載	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	右	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
4		処分庁名（通知者名）	処分庁名を公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	右	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			通知者名を公印欄に寄せ、公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	右	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
5		公印	処分庁名（通知者名）の右横に重ならないように印字する	―	―	イメージ	―	―	―	―	―	―	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			公印を省略する場合は、処分庁名（通知者名）の後に「（公印省略）」を印字する	1	無	全角	6	IPAmj明朝	―	中央	―	8	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
6		通知書タイトル	（和暦）「元号＋〇〇年度」の形式で記載	1	無	全角	6	IPAmj明朝	―	中央	―	18	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			「就学援助費認定通知書」と記載（マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする） 新入学用通知に差替え可能とする（タイトル、フォントサイズを可変とする）	1	無	全角	27	IPAmj明朝	―	中央	―	18	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
7		通知書本文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 新入学用通知に差替え可能とする	1	有	全角	40/4	IPAmj明朝	―	左	―	14	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
8		学校	表形式で記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	15	IPAmj明朝	―	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
9		学年	表形式で、「〇年生」と記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	4	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
10		児童生徒名	表形式で、日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力しない 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする ※6名以上は改頁とする	1	無	本人氏名型	30	IPAmj明朝	―	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
11		認定日	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	左	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
12		認定区分	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント） ※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
13	就学援助費認定通知書、就学援助費認定通知書（平仮名表記）、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（平仮名表記）	認定期間	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする ※「新入学児童生徒学用品費」通知の場合には非表示とする	1	無	日付型	25	IPAmj明朝	和暦	左	ー	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
14		認定理由	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	43	IPAmj明朝	ー	左	ー	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
15		支給方法	支給方法を記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	5	IPAmj明朝	ー	左	ー	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
16		口座情報	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人を記載 自治体ごとに印字項目単位での表示/非表示またはマスキングを選択可能とする ※学校支払のみや充当等により保護者支払額が無い場合、口座情報は表示しない	3	無	全角/半角	30/3	IPAmj明朝	ー	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
17		支給対象費目及び支給予定額	支給対象費目、学年、認定区分、費目別支給予定額、支給予定額（合計）を記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする ※「新入学児童生徒学用品費」通知の場合には該当費目のみ記載 ※費目別支給予定額は児童情報の学校・学年情報より計算した額を記載し、支給対象となる費目のみ表示する ※支給予定額（合計）は支給額の決まっている項目のみの合計とし、不要の場合は削除可能とする ※実費表記の場合、備考欄にその旨を記載する想定 ※アスタリスク(*)のついた項目は実費支給のため、上限額を示す。上限額がない場合などは「実費」や「現物」などと表記する。	ー	無	全角/半角	ー	IPAmj明朝	ー	左	ー	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
18		備考	自治体ごとに任意の文言を設定する	1	有	全角	50/8	IPAmj明朝	ー	左	ー	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
19		連絡先	機関名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスを記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする なお、非表示とした印字項目は項目名ごと非表示とする 指定都市の実装においては、個人単位で出力する場合、任意の文言または児童生徒の学校情報を選択可能	1	無	全角/半角	20/5	IPAmj明朝	ー	左	ー	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

※1：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。
※2：プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近いフォントサイズであれば可とする。

2．構成

項番	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白（上） ※3	最低余白（下） ※3	最低余白（左） ※3	最低余白（右） ※3	記載可能人数	以下余白の記載位置	複数枚の跨り	○枚中○枚目表示	処分庁名（通知者名）	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行順位	別様式との同時発行	別様式との同時発行順
1	就学援助費認定通知書、就学援助費認定通知書（平仮名表記）、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（平仮名表記）	A4	縦	11	5	13	5	5	ー	有	有	有	有	無	就学世帯（学校別）／個人（児童生徒）	規定しない	無	ー

※3：単位はミリメートル。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「ー」を記入する。

別表第四（第二条第二項第二号関係）

1．項目・記載内容

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント）※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
1	就学援助費否認定通知書、就学援助費否認定通知書（平仮名表記）	送付先	学校コード（文科省指定）（指定都市の実装においては、自治体で任意に設定する自治体学校コードのいずれか）を記載	1	無	全角/半角	27	IPAmj明朝	－	左	－	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			申請番号（認定番号・否認定番号と共通する番号）を記載 就学世帯出力の際は申請者単位の付番、個人出力を前提とする場合は児童生徒ごとに付番で想定し、複数の付番は想定しない	1	無	全角/半角	10	IPAmj明朝	－	左	－	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			郵便番号（「999－9999」形式）を記載	1	無	全角	8	IPAmj明朝	－	左	－	12	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
			申請者の住所を記載	3	有	宛名住所型	17/3	IPAmj明朝	－	左	○	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			申請者名を記載 振り仮名（フリガナ）を出力しない	1	無	宛名氏名型	15	IPAmj明朝	－	左	○	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			カスタマバーコードを付す 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	－	－	バーコード	－	－	－	左	－	－	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
2		文書番号	文書番号を記載（自治体によって設定する想定）	1	無	全角/半角	22	IPAmj明朝	－	右	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
3		送付年月日	送付年月日を記載	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	右	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
4		処分庁名（通知者名）	処分庁名を公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	－	右	－	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			通知者名を公印欄に寄せ、公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	－	右	－	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
5		公印	処分庁名（通知者名）の右横に重ならないように印字する	－	－	イメージ	－	－	－	－	－	－	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			公印を省略する場合は、処分庁名（通知者名）の後に「（公印省略）」を印字する	1	無	全角	6	IPAmj明朝	－	中央	－	8	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
6		通知書タイトル	（和暦）「元号＋〇〇年度」の形式で記載	1	無	全角	6	IPAmj明朝	－	中央	－	18	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			「就学援助費否認定通知書」と記載（マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする） 新入学用通知に差替え可能とする	1	無	全角	27	IPAmj明朝	－	中央	－	18	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
7		通知書本文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 新入学用通知に差替え可能とする	1	有	全角	40/4	IPAmj明朝	－	左	－	14	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
8		学校	表形式で記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	15	IPAmj明朝	－	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
9		学年	表形式で、「〇年生」と記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	4	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
10		認定区分	表形式で、「要保護」「準要保護」のように記載し、文言の表現はマスター設定により、自治体ごとに変更可能とする 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	5	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント） ※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
11	就学援助費否認定通知書、就学援助費否認定通知書（平仮名表記）	児童生徒名	表形式で、日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力しない 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	本人氏名型	30	IPAmj明朝	―	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
12		否認定日	否認定の判定日を記載 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
13		否認定期間	否認定の判定期間を記載 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	日付型	25	IPAmj明朝	和暦	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
14		否認定理由	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	43	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
15		世帯所得額	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
16		認定基準額	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
17		所得超過額	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
18		備考	自治体ごとに任意の文言を設定する	1	有	全角	45/8	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
19		教示文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	有	全角	50/12	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
20		連絡先	機関名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスを記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする なお、非表示とした印字項目は項目名ごと非表示とする 指定都市の実装においては、個人単位で出力する場合、任意の文言または児童生徒の学校情報を選択可能	5	無	全角/半角	20/5	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

※1：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。
※2：プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近いフォントサイズであれば可とする。

2．構成

項番	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白（上） ※3	最低余白（下） ※3	最低余白（左） ※3	最低余白（右） ※3	記載可能人数	以下余白の記載位置	複数枚の跨り	○枚中○枚目表示	処分庁名（通知者名）	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行順位	別様式との同時発行	別様式との同時発行順
1	就学援助費否認定通知書、就学援助費否認定通知書（平仮名表記）	A4	縦	11	5	13	5	5	―	有	有	有	有	無	就学世帯（学校別）／個人（児童生徒）	規定しない	無	―

※3：単位はミリメートル。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「－」を記入する。

別表第五（第二条第二項第三号関係）

1．項目・記載内容

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント）※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
1	就学援助費保留通知書、就学援助費保留通知書（平仮名表記）	送付先	学校コード（文科省指定）（指定都市の実装においては、自治体で任意に設定する自治体学校コードのいずれか）を記載	1	無	全角/半角	27	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			申請番号（認定番号・否認定番号と共通する番号）を記載 就学世帯出力の際は申請者単位の付番、個人出力を前提とする場合は児童生徒ごとに付番で想定し、複数の付番は想定しない	1	無	全角/半角	10	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			郵便番号（「999－9999」形式）を記載	1	無	全角	8	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
			申請者の住所を記載	3	有	宛名住所型	17/3	IPAmj明朝	―	左	○	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			申請者名を記載 振り仮名（フリガナ）を出力しない	1	有	宛名氏名型	15	IPAmj明朝	―	左	○	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			カスタマバーコードを付す 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	―	―	バーコード	―	―	―	左	―	―	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
2		文書番号	文書番号を記載（自治体によって設定する想定）	1	無	全角/半角	22	IPAmj明朝	―	右	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
3		送付年月日	送付年月日を記載	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	右	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
4		処分庁名（通知者名）	処分庁名を公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	右	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			通知者名を公印欄に寄せ、公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	右	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
5		公印	処分庁名（通知者名）の右横に重ならないように印字する	―	―	イメージ	―	―	―	―	―	―	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			公印を省略する場合は、処分庁名（通知者名）の後に「（公印省略）」を印字する	1	無	全角	6	IPAmj明朝	―	中央	―	8	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
6		通知書タイトル	（和暦）「元号＋〇〇年度」の形式で記載	1	無	全角	6	IPAmj明朝	―	中央	―	18	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			「就学援助費保留通知書」と記載（マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする） 新入学用通知に差替え可能とする	1	無	全角	27	IPAmj明朝	―	中央	―	18	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
7		通知書本文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 新入学用通知に差替え可能とする	1	有	全角	40/4	IPAmj明朝	―	左	―	14	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
8		学校	表形式で学校名を記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	15	IPAmj明朝	―	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
9		学年	表形式で「〇年生」と記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	4	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
10		認定区分	表形式で、「要保護」「準要保護」のように記載し、文言の表現はマスター設定により、自治体ごとに変更可能とする 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	5	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント） ※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
11	就学援助費保留通知書、就学援助費保留通知書（平仮名表記）	児童生徒名	日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力しない 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする ※6名以上は改頁とする	1	無	本人氏名型	30	IPAmj明朝	―	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
12		保留日	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
13		保留理由	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	43	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
14		保留期間	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする 指定都市の実装においては、任意の文言または児童生徒の学校情報を選択可能	1	無	日付型	25	IPAmj明朝	和暦	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
15		提出必要書類および手続き	「（必要書類提出対象者の氏名）：（提出必要書類名および手続き）」の形式で記載し、複数名の記載を可能とする 自治体ごとに任意の文言を設定するが、マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする。 ※定型文で対応不可の際は自治体ごとに備考活用や別紙対応を想定する	1	有	全角	42/2	IPAmj明朝	―	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
16		提出期限	提出期限を記載	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
17		提出先	提出先窓口名、住所（郵便番号、住所）、電話番号を記載 標準仕様としては提出先を1つとするが、複数の提出先を印字したい場合、複数頁出力での対応も可とする マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	3	無	全角/半角	43/3	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
18		備考	自治体ごとに任意の文言を設定する	1	有	全角	45/8	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
19		教示文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	有	全角	50/12	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
20		連絡先	機関名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスを記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする なお、非表示とした印字項目は項目名ごと非表示とする 指定都市の実装においては、個人単位で出力する場合、任意の文言または児童生徒の学校情報を選択可能	5	無	全角/半角	20/5	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

※1：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。
※2：プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近いフォントサイズであれば可とする。

2．構成

項番	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白（上） ※3	最低余白（下） ※3	最低余白（左） ※3	最低余白（右） ※3	記載可能人数	以下余白の記載位置	複数枚の跨り	○枚中○枚目表示	処分庁名（通知者名）	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行順位	別様式との同時発行	別様式との同時発行順
1	就学援助費保留通知書、就学援助費保留通知書（平仮名表記）	A4	縦	11	5	13	5	5	―	有	有	有	有	無	就学世帯（学校別）／個人（児童生徒）	規定しない	無	―

※3：単位はミリメートル。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「－」を記入する。

別表第六（第二条第二項第四号関係）

1．項目・記載内容

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント）※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
1	就学援助費認定取消通知書、就学援助費認定取消通知書（平仮名表記）	送付先	学校コード（文科省指定）（指定都市の実装においては、自治体で任意に設定する自治体学校コードのいずれか）を記載	1	無	全角/半角	27	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			申請番号（認定番号・否認定番号と共通する番号）を記載 就学世帯出力の際は申請者単位の付番、個人出力を前提とする場合は児童生徒ごとに付番で想定し、複数の付番は想定しない	1	無	全角/半角	10	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			郵便番号（「999－9999」形式）を記載	1	無	全角	8	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
			申請者の住所を記載	3	有	宛名住所型	17/3	IPAmj明朝	―	左	○	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			申請者名を記載 振り仮名（フリガナ）を出力しない	1	無	宛名氏名型	15	IPAmj明朝	―	左	○	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			カスタマバーコードを付す 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	―	―	バーコード	―	―	―	左	―	―	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
2		文書番号	文書番号を記載（自治体によって設定する想定）	1	無	全角/半角	22	IPAmj明朝	―	右	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
3		送付年月日	送付年月日を記載	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	右	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
4		処分庁名（通知者名）	処分庁名を公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	右	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			通知者名を公印欄に寄せ、公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	右	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
5		公印	処分庁名（通知者名）の右横に重ならないように印字する	―	―	イメージ	―	―	―	―	―	―	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			公印を省略する場合は、処分庁名（通知者名）の後に「（公印省略）」を印字する	1	無	全角	6	IPAmj明朝	―	中央	―	8	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
6		通知書タイトル	（和暦）「元号＋〇〇年度」の形式で記載	1	無	全角	6	IPAmj明朝	―	中央	―	18	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			「就学援助費認定取消通知書」と記載（マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする） 新入学用通知に差替え可能とする	1	無	全角	27	IPAmj明朝	―	中央	―	18	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
7		通知書本文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 新入学用通知に差替え可能とする	1	有	全角	40/4	IPAmj明朝	―	左	―	14	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
8		学校	表形式で記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	15	IPAmj明朝	―	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
9		学年	表形式で、「〇年生」と記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	4	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
10		認定区分	表形式で、「要保護」「準要保護」のように記載し、文言の表現はマスター設定により、自治体ごとに変更可能とする 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	5	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント） ※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
11	就学援助費認定取消通知書、就学援助費認定取消通知書（平仮名表記）	児童生徒名	表形式で、日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力しない 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする ※6名以上は改頁とする	1	無	本人氏名型	30	IPAmj明朝	―	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
12		認定取消日	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
13		認定取消理由	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	43	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
14		備考	自治体ごとに任意の文言を設定する	1	有	全角	45/8	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
15		教示文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	有	全角	50/12	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
16		連絡先	機関名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスを記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする なお、非表示とした印字項目は項目名ごと非表示とする 指定都市の実装においては、個人単位で出力する場合、任意の文言または児童生徒の学校情報を選択可能	5	無	全角/半角	20/5	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

※1：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。
※2：プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近いフォントサイズであれば可とする。

2. 構成

項番	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白（上） ※3	最低余白（下） ※3	最低余白（左） ※3	最低余白（右） ※3	記載可能人数	以下余白の記載位置	複数枚の跨り	○枚中○枚目表示	処分庁名（通知者名）	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行順位	別様式との同時発行	別様式との同時発行順
1	就学援助費認定取消通知書、就学援助費認定取消通知書（平仮名表記）	A4	縦	11	5	13	5	5	―	有	有	有	有	無	就学世帯（学校別）/ 個人（児童生徒）	規定しない	無	―

※3：単位はミリメートル。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「－」を記入する。

別表第七（第二条第二項第五号関係）

1．項目・記載内容

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント）※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
1	就学援助費支給通知書（個人単位）、就学援助費支給通知書（個人単位）（平仮名表記）、就学援助費支給通知書（世帯単位）、就学援助費支給通知書（世帯単位）（平仮名表記）	送付先	学校コード（文科省指定）（指定都市の実装においては、自治体で任意に設定する自治体学校コードのいずれか）を記載	1	無	全角/半角	27	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			申請番号（認定番号・否認定番号と共通する番号）を記載 就学世帯出力の際は申請者単位の付番、個人出力を前提とする場合は児童生徒ごとに付番で想定し、複数の付番は想定しない	1	無	全角/半角	10	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			郵便番号（「999－9999」形式）を記載	1	無	全角	8	IPAmj明朝	―	左	―	12	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
			申請者の住所を記載	3	有	宛名住所型	17/3	IPAmj明朝	―	左	○	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			申請者名を記載 振り仮名（フリガナ）を出力しない	1	無	宛名氏名型	15	IPAmj明朝	―	左	○	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			カスタマバーコードを付す 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	―	―	バーコード	―	―	―	左	―	―	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
2		文書番号	文書番号を記載（自治体によって設定する想定）	1	無	全角/半角	22	IPAmj明朝	―	右	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
3		送付年月日	送付年月日を記載	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	右	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
4		処分庁名（通知者名）	処分庁名を公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	右	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			通知者名を公印欄に寄せ、公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	右	―	12	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
5		公印	処分庁名（通知者名）の右横に重ならないように印字する	―	―	イメージ	―	―	―	―	―	―	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			公印を省略する場合は、処分庁名（通知者名）の後に「（公印省略）」を印字する	1	無	全角	6	IPAmj明朝	―	中央	―	8	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
6		通知書タイトル	（和暦）「元号＋〇〇年度」の形式で記載	1	無	全角	6	IPAmj明朝	―	中央	―	18	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			「就学援助費支給通知書」と記載（マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする）	1	無	全角	27	IPAmj明朝	―	中央	―	18	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
7		通知書本文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	有	全角	40/4	IPAmj明朝	―	左	―	14	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
8		児童生徒名	表形式で、日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力しない 個人出力の場合には保護者向け・個人出力用を使用 就学世帯出力の場合には保護者向け・世帯出力用を使用※7費目以上、児童5名以上は改頁とする	1	無	本人氏名型	30	IPAmj明朝	―	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
9		学校	表形式で記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	15	IPAmj明朝	―	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
10		学年	表形式で、「〇年生」と記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	4	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
11		認定区分	表形式で、「要保護」「準要保護」のように記載し、文言の表現はマスター設定により、自治体ごとに変更可能とする 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	5	IPAmj明朝	―	左	―	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント） ※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
12	就学援助費支給通知書（個人単位）、就学援助費支給通知書（個人単位）（平仮名表記）、就学援助費支給通知書（世帯単位）、就学援助費支給通知書（世帯単位）（平仮名表記）	支給費目	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	7/2	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
13		支給対象期間	支給対象となる期間を記載 期間を記載できない場合に対応するため「―」を入力可能とする	1	無	全角/半角	17	IPAmj明朝	和暦	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
14		支給金額（費目・期間別）	支給金額を費目・期間別に記載	1	無	半角	10	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
15		支給合計金額	支給合計金額を記載	1	無	半角	17	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
16		支給合計内訳	保護者支給額を記載	1	無	半角	17	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			その他学校等支給額を記載 ※保護者支給額以外の費用	1	無	半角	17	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
17		支給年月日	支給年月日を記載	1	無	日付型	13	IPAmj明朝	和暦	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
18		受取人（保護者）	受取人の保護者氏名を記載	1	無	全角	13	IPAmj明朝	－	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
19		支給方法	支給方法を記載	1	無	全角	5	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
20		口座情報	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人を記載 自治体ごとに印字項目単位でのマスキングを選択可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする ※学校支払のみや充当等により保護者支払額が無い場合、現金払い場合は印字項目のNo.27～31までの口座情報は表示しない	3	無	全角/半角	30/3	IPAmj明朝	－	左	○	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
21		備考	自治体ごとに任意の文言を設定する	1	有	全角	50/5	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
22		連絡先	機関名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスを記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする なお、非表示とした印字項目は項目名ごと非表示とする 指定都市の実装においては、個人単位で出力する場合、任意の文言または児童生徒の学校情報を選択可能	5	無	全角/半角	20/5	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
23		小計	世帯出力を想定して児童生徒ごとの支給額を総じた金額とする。	1	無	半角	10	IPAmj明朝	－	左	－	11	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

※1：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。
※2：プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近いフォントサイズであれば可とする。

2．構成

項番	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白（上） ※3	最低余白（下） ※3	最低余白（左） ※3	最低余白（右） ※3	記載可能人数	以下余白の記載位置	複数枚の跨り	○枚中○枚目表示	処分庁名（通知者名）	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行順位	別様式との同時発行	別様式との同時発行順
1	就学援助費支給通知書（個人単位）、就学援助費支給通知書（個人単位）（平仮名表記）、就学援助費支給通知書（世帯単位）、就学援助費支給通知書（世帯単位）（平仮名表記）	A4	縦	11	5	13	5	5	－	有	有	有	有	無	就学世帯（学校別）／個人（児童生徒）	規定しない	無	－

※3：単位はミリメートル。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「－」を記入する。

別表第八（第二条第二項第六号関係）

1．項目・記載内容

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント）※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
1	就学援助費認定通知書（葉書）、就学援助費認定通知書（葉書）（平仮名表記）、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）（平仮名表記）	送付先	学校コード（文科省指定）（指定都市の実装においては、自治体で任意に設定する自治体学校コードのいずれか）を記載	1	無	全角/半角	18	IPAmj明朝	－	左	－	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
			申請番号（認定番号・否認定番号と共通する番号）を記載 就学世帯出力の際は申請者単位の付番、個人出力を前提とする場合は児童生徒ごとに付番で想定し、複数の付番は想定しない	1	無	全角/半角	10	IPAmj明朝	－	左	－	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
			郵便番号（「999－9999」形式）を記載	1	無	全角	8	IPAmj明朝	－	左	－	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
			申請者の住所を記載	3	有	宛名住所型	17/3	IPAmj明朝	－	左	○	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
			申請者名を記載 振り仮名（フリガナ）を出力しない	1	有	宛名氏名型	12	IPAmj明朝	－	左	○	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
			カスタマバーコードを付す 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする 個人単位で出力する場合、任意の文言または児童生徒の学校情報を選択可能	－	－	バーコード	－	－	－	左	－	－	標準オプション機能	標準オプション機能	－
2		文書番号	文書番号を記載（自治体によって設定する想定）	1	無	全角/半角	22	IPAmj明朝	－	右	－	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
3		送付年月日	送付年月日を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	右	－	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
4		処分庁名（通知者名）	処分庁名を公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	－	右	－	12	標準オプション機能	標準オプション機能	－
			通知者名を公印欄に寄せ、公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	－	右	－	12	標準オプション機能	標準オプション機能	－
5		公印	処分庁名（通知者名）の右横に重ならないように印字する	－	－	イメージ	－	－	－	－	－	－	標準オプション機能	標準オプション機能	－
			公印を省略する場合は、処分庁名（通知者名）の後に「（公印省略）」を印字する	1	無	全角	6	IPAmj明朝	－	中央	－	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
6		通知書タイトル	（和暦）「元号＋〇〇年度」の形式で記載	1	無	全角	6	IPAmj明朝	－	中央	－	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
			「就学援助費認定通知書」と記載（マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする） 新入学用通知に差替え可能とする（タイトル、フォントサイズを可変とする）	1	無	全角	15	IPAmj明朝	－	中央	－	11	標準オプション機能	標準オプション機能	－
7		通知書本文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 圧着ハガキ版用の文言を別途設定できるものとする 新入学用通知に差替え可能とする	1	有	全角	35/3	IPAmj明朝	－	左	－	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
8		学校	表形式で記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	9	IPAmj明朝	－	左	○	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
9		学年	表形式で、「〇年生」と記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	4	IPAmj明朝	－	左	－	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－
10		児童生徒名	表形式で、日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力しない 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする ※6名以上はA4版で印字想定とする	1	無	本人氏名型	30	IPAmj明朝	－	左	○	8	標準オプション機能	標準オプション機能	－

項番	帳票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント）※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
11	就学援助費認定通知書（葉書）、就学援助費認定通知書（葉書）（平仮名表記）、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）（平仮名表記）	認定日	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
12		認定区分	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
13		認定期間	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする ※「新入学児童生徒学用品費」通知の場合には不要項目	2	無	日付型	25/2	IPAmj明朝	和暦	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
14		認定理由	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	2	無	全角	42/2	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
15		支給方法	支給方法を記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	5	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
16		口座情報	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人を記載 自治体ごとに印字項目単位での表示/非表示またはマスキングを選択可能とする ※学校支払のみや充当等により保護者支払額が無い場合、口座情報は表示しない	4	無	全角/半角	27/4	IPAmj明朝	―	左	○	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
17		支給対象費目及び支給予定額	支給対象費目、学年、認定区分、費目別支給予定額、支給予定額（合計）を記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする ※「新入学児童生徒学用品費」通知の場合には該当費目のみ記載 ※費目別支給予定額は児童情報の学校・学年情報より計算した額を記載し、支給対象となる費目のみ表示する ※支給予定額（合計）は支給額の決まっている項目のみの合計とし、不要の場合は削除可能とする ※実費表記の場合、備考欄にその旨を記載する想定 ※アスタリスク(*)のついた項目は実費支給のため、上限額を示す。上限額がない場合などは「実費」や「現物」などと表記する。	1	無	全角/半角	―	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
18		備考	自治体ごとに任意の文言を設定する	1	有	全角	20/10	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
19		連絡先	機関名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスを記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする なお、非表示とした印字項目は項目名ごと非表示とする 指定都市の実装においては、個人単位で出力する場合、任意の文言または児童生徒の学校情報を選択可能	5	無	全角/半角	20/5	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―

※1：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。
※2：プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近いフォントサイズであれば可とする。

2．構成

項番	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白（上）※3	最低余白（下）※3	最低余白（左）※3	最低余白（右）※3	記載可能人数	以下余白の記載位置	複数枚の跨り	○枚中○枚目表示	処分庁名（通知者名）	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行順位	別様式との同時発行	別様式との同時発行順
1	就学援助費認定通知書（葉書）、就学援助費認定通知書（葉書）（平仮名表記）、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）、就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書（葉書）（平仮名表記）	ハガキ	縦	5	5	5	5	5	―	無	有	有	有	無	就学世帯（学校別）／個人（児童生徒）	規定しない	無	―

※3：単位はミリメートル。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「－」を記入する。

別表第九（第二条第二項第七号関係）

1．項目・記載内容

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント）※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
1	就学援助費否認定通知書（葉書）、就学援助費否認定通知書（葉書）（平仮名表記）	送付先	学校コード（文科省指定）（指定都市の実装においては、自治体で任意に設定する自治体学校コードのいずれか）を記載	1	無	全角/半角	18	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
			申請番号（認定番号・否認定番号と共通する番号）を記載 就学世帯出力の際は申請者単位の付番、個人出力を前提とする場合は児童生徒ごとに付番で想定し、複数の付番は想定しない	1	無	全角/半角	10	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
			郵便番号（「999－9999」形式）を記載	1	無	全角	8	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
			申請者の住所を記載	3	有	宛名住所型	17/3	IPAmj明朝	―	左	○	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
			申請者名を記載 振り仮名（フリガナ）を出力しない	1	有	宛名氏名型	12	IPAmj明朝	―	左	○	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
			カスタマバーコードを付す 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	―	―	バーコード	―	―	―	左	―	―	標準オプション機能	標準オプション機能	―
2		文書番号	文書番号を記載（自治体によって設定する想定）	1	無	全角/半角	22	IPAmj明朝	―	右	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
3		送付年月日	送付年月日を記載	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	右	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
4		処分庁名（通知者名）	処分庁名を公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	右	―	12	標準オプション機能	標準オプション機能	―
10			通知者名を公印欄に寄せ、公印に重ならないよう記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	10	IPAmj明朝	―	右	―	12	標準オプション機能	標準オプション機能	―
5		公印	処分庁名（通知者名）の右横に重ならないように印字する	―	―	イメージ	―	―	―	―	―	―	標準オプション機能	標準オプション機能	―
12			公印を省略する場合は、処分庁名（通知者名）の後に「（公印省略）」を印字する	1	無	全角	6	IPAmj明朝	―	中央	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
6		通知書タイトル	（和暦）「元号＋〇〇年度」の形式で記載	1	無	全角	6	IPAmj明朝	―	中央	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
14			「就学援助費否認定通知書」と記載（マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする） 新入学用通知に差替え可能とする	1	無	全角	15	IPAmj明朝	―	中央	―	11	標準オプション機能	標準オプション機能	―
7		通知書本文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 圧着ハガキ版用の文言を別途設定できるものとする 新入学用通知に差替え可能とする	1	有	全角	35/3	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
8		学校	表形式で記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	9	IPAmj明朝	―	左	○	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
9		学年	表形式で、「〇年生」と記載 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする	1	無	全角	4	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
10		認定区分	表形式で、「要保護」「準要保護」のように記載し、文言の表現はマスター設定により、自治体ごとに変更可能とする 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角	5	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―

項番	帳票名	項目名	内容	行数（繰り返し）	折り返し	型	桁数/行 ※1	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	基本フォントサイズ（ポイント） ※2	指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
11	就学援助費否認定通知書（葉書）、就学援助費否認定通知書（葉書）（平仮名表記）	児童生徒名	表形式で、日本人の場合【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】を記載 本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともに振り仮名（フリガナ）を出力しない 就学世帯ごとの出力に対応して複数名分表示可能とする ※6名以上はA4版で印字想定とする	1	無	本人氏名型	30	IPAmj明朝	―	左	○	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
12		否認定日	否認定の判定日を記載 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	日付型	17	IPAmj明朝	和暦	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
13		否認定期間	否認定の判定期間を記載 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	2	無	日付型	21/2	IPAmj明朝	和暦	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
14		否認定理由	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする	1	無	全角	21/2	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
15		世帯所得額	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角/半角	17	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
16		認定基準額	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角/半角	17	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
17		所得超過額	自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	無	全角/半角	17	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
18		備考	自治体ごとに任意の文言を設定する	1	有	全角	20/10	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
19		教示文	マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする 自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする	1	有	全角	23/20	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―
20		連絡先	機関名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスを記載 マスター設定により、自治体ごとに文言は変更可能とする なお、非表示とした印字項目は項目名ごと非表示とする 指定都市の実装においては、個人単位で出力する場合、任意の文言または児童生徒の学校情報を選択可能	5	無	全角/半角	20/5	IPAmj明朝	―	左	―	8	標準オプション機能	標準オプション機能	―

※1：単位は文字数。プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。
※2：プリンターのハードや帳票印刷プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近いフォントサイズであれば可とする。

2．構成

項番	帳票名	用紙サイズ	縦・横	最低余白（上） ※3	最低余白（下） ※3	最低余白（左） ※3	最低余白（右） ※3	記載可能人数	以下余白の記載位置	複数枚の跨り	○枚中○枚目表示	処分庁名（通知者名）	公印有無	公用有無	発行単位	同一証明内の発行順位	別様式との同時発行	別様式との同時発行順
1	就学援助費否認定通知書（葉書）、就学援助費否認定通知書（葉書）（平仮名表記）	ハガキ	縦	5	5	5	5	5	―	無	有	有	有	無	就学世帯（学校別）／個人（児童生徒）	規定しない	無	―

※3：単位はミリメートル。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「－」を記入する。

別表第十（第二条第三項関係）
【標準様式・帳票　共通項目】

項番	共通項目	表示形式	注意事項
1	本人氏名型	（日本人）氏＋△＋名＋△（カナ氏＋△＋カナ名） （外国人）英字氏名＋△＋漢字氏名	・（日本人）カナ氏名は、かな氏名に関する本人確認実施済みの場合に括弧を含め記載する ・カナを記載する欄が別枠となっている場合は、氏名とカナを分けて記載する ・（外国人）漢字氏名は英字氏名と区別がつくように、間に全角スペースをいれること
2	住所型	都道府県＋市区郡町村名＋町字＋番地号＋△＋方書	・方書は地番との区別がつくように間に全角スペースを入れること
3	日付型	（和暦）元号9年9月9日 （西暦）1999年9月9日	・（和暦）元年は「1年」とせず、「元年」とすること。 ・（共通）年月日は全角数字とし、1桁の場合前に空白を設けないこと
4	宛名氏名型	氏名＋△様	外国人の場合、通称、漢字氏名、英字氏名の順に登録があるものを優先して氏名とする
5	宛名住所型	都道府県名＋市区郡町村名＋町字＋番地号＋△＋方書＋△＋宛名補記	宛名補記は郵便物が確実に届くように補記する情報 例）〇〇様方
6	生年月日型	（日本人）（和暦）元号9年9月9日 （外国人）（西暦）1999年9月9日	・（外国人）西暦で記載すること
（その他補足事項） 「自治体ごとに項目の表示/非表示を選択可能とする」とある項目のうち、非表示とした印字項目は項目名ごと非表示とする。			

別表第十一（第二条第四項関係）

帳票名称	印字項目			指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
支給通知書（学校長・給食センター向け）	通知書タイトル		タイトル	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	発行年月日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	送付先		送付先	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			自治体学校コード	実装必須機能	標準オプション機能	令和8年4月1日
	通知書本文			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	児童・生徒氏名			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	生年月日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	性別			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	学年			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	支給費目			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	支給金額・振込費		支給金額（費目・期間別）	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			支給合計金額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	振込先		金融機関名・支店	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座情報（口座種別・口座番号・受取人・科目含む。）	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	支給年月日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	支給方法			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	振込件数			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	振込元情報		指定金融機関	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座種別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座番号	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	備考			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
医療券（医科）	送付先			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	タイトル			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	処分庁名（通知者名）			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
医療券（医科）	公費負担者番号			標準オプション機能	標準オプション機能	―
	公印			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	認定区分			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	認定日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	申請番号/認定番号			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	対象月			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	学校名			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	校長名			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	学校所在地			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	交付番号			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	交付年月日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	取扱機関名			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	医療券	有効期限		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		受診者	振り仮名（フリガナ）	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			氏名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			性別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			住所	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			生年月日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			学年	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		疾病名		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		診察見込点数	学校医師名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			連絡先	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			摘要	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			診察総点数_点数	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
医療券（医科）			診察総点数_金額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	診察報酬請求明細書	診察内容	初診料及び再診察料	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			薬治料	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			注射料	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			処置料	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			手術料	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			検査料	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			その他	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		診療日	初診年月日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			当月の初診日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			診察終了日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		診察実日数		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		転帰	治癒・繰越・中止	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		診察額請求内容	請求総点数	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			所要医療費総額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			社会保険負担_種類	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			社会保険負担_金額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			地方公共団体負担分	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		摘要		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	支払方法	金融機関	金融期間名及び支店名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		口座情報	口座種類	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座名義フリガナ	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座名義	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座番号	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
医療券（医科）		請求金額		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		請求年月日		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		医療機関所在地		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		医療機関名		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		院（所）長_名		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		院（所）長_印		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		電話番号		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	健康保険証の有無			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	提出先・問い合わせ先	機関		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		住所		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		電話番号		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		メールアドレス		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		備考		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
医療券（歯科）	送付先			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	タイトル			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	処分庁名（通知者名）			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	公費負担者番号			標準オプション機能	標準オプション機能	―
	公印			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	認定区分			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	認定日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	申請番号/認定番号			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	対象月			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	学校名			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	校長名			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
医療券（歯科）	学校所在地			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	交付番号			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	交付年月日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	取扱機関名			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	医療券	有効期限		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		受診者	振り仮名（フリガナ）	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			氏名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			性別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			住所	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			生年月日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			学年	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		診察見込点数	学校医師名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			連絡先	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			摘要	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			診察総点数_点数	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			診察総点数_金額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	診察報酬請求明細書	診察内容	初診料及び再診察料	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			治癒・処置名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			治癒・処置_実施歯数	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			治癒・処置_合計点数	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			実施歯数_合計	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			点数_合計	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		診療日	初診年月日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			当月の初診日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
医療券（歯科）			診察終了日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		診察実日数		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		転帰	治癒・繰越・中止	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		診察額請求内容	請求総点数	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			所要医療費総額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			自己負担額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			社会保険負担_種類	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			社会保険負担_金額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			地方公共団体負担分	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		摘要		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	支払方法	金融機関	金融期間名及び支店名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		口座情報	口座種類	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座名義フリガナ	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座名義	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座番号	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		請求金額		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		請求年月日		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		医療機関所在地		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		医療機関名		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		院（所）長_名		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		院（所）長_印		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		電話番号		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	健康保険証の有無			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	提出先・問い合わせ先	機関		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
医療券（歯科）		住所		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		電話番号		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		メールアドレス		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		備考		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
医療券（調剤）	送付先			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	タイトル			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	処分庁名（通知者名）			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	公費負担者番号			標準オプション機能	標準オプション機能	—
	公印			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	認定区分			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	認定日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	申請番号/認定番号			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	対象月			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	学校名			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	校長名			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	学校所在地			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	交付番号			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	交付年月日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	取扱機関名			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	医療券	有効期限		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		受診者	振り仮名（フリガナ）	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			氏名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			性別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			住所	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
医療券（調剤）			生年月日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			学年	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		疾病名		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		診察見込点数	学校医師名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			連絡先	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			摘要	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			診察総点数_点数	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			診察総点数_金額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		保険医療機関	医療機関名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			医師名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			住所	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			電話番号	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	調剤報酬明細	処方月日		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		調剤月日		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		剤型		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		処方		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		調剤報酬	調剤報酬項目	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			項目別料	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			項目別小計	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			調剤数量	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		処方箋受付回数		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		調剤基本料		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		指導料		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		時間外等加算		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
医療券（調剤）		調剤報酬合計		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		薬剤一部負担金		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		薬学管理料		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		請求内容	社会保険負担_種類	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			社会保険負担_金額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			請求額・地方公共団体負担分	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	支払方法	金融機関	金融期間名及び支店名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		口座情報	口座種類	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座名義フリガナ	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座名義	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			口座番号	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		請求金額		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		請求金額確認事項		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		請求年月日		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		薬局所在地		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		薬局名称		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		代表者		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		印		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		電話番号		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	麻薬商売者免許番号			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	健康保険証の有無			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	提出先・問い合わせ先	機関		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		住所		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		電話番号		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
医療券（調剤）		メールアドレス		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		備考		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
統計帳票（就学援助実施状況・学用品費等）	集計年度			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	作成年月日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	要保護児童生徒数、総支給額	認定児童生徒数	小計（要保護_学年別） ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			合計（要保護_児童生徒数）	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		費目別支給額	小計（費目別） ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		総支給額	小計（要保護_学年別） ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			合計（要保護_支給合計）	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	準要保護児童生徒数、総支給額	認定児童生徒数	小計（準要保護_学年別） ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			合計（準要保護_児童生徒数）	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		費目別支給額	小計（費目別） ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		総支給額	小計（準要保護_学年別） ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			合計（準要保護_支給合計）	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	認定理由（準要保護児童生徒）	生活保護法に基づく保護の停止または廃止	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		市区町村民税の非課税	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		市区町村民税の減免	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		国民年金保険料の免除	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		児童扶養手当の支給	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		個人の事業税の減免	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		固定資産税の減免	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		生活福祉資金による貸付け	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		経済的に困窮している者（収入（又は所得）が生活保護基準の1．0倍以下の者）	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市実装区分	一般市区町村実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
統計帳票（就学援助実施状況・学用品費等）		経済的に困窮している者（収入（又は所得）が生活保護基準の１．０倍を超える者）	認定児童生徒数 ※小学生、中学生、小学校就学予定者別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
統計帳票（就学援助実施状況・医療費）	集計年度			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	作成年月日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	要保護児童生徒援助（医療費）の状況	7月1日現在の公立学校の要保護児童数 ※小学生、中学生別		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		実援助人数 ※小学生、中学生別		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬及び膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病、通院費 ※「患者数」欄は、疾病ごとに援助した児童生徒の実数の合計を記入すること（通院費分は計上不要）。	患者数 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			所要医療費 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			学校の設置者が保護者に援助した額 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	準要保護児童生徒援助（医療費）の状況	7月1日現在の公立学校の準要保護児童数 ※小学生、中学生別		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		実援助人数 ※小学生、中学生別		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬及び膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病、通院費 ※「患者数」欄は、疾病ごとに援助した児童生徒の実数の合計を記入すること（通院費分は計上不要）。	患者数 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			所要医療費 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			学校の設置者が保護者に援助した額 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
統計帳票（就学援助実施状況・給食費）	集計年度			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	作成年月日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	要保護児童生徒援助（学校給食費）の状況	7月1日現在の公立学校の要保護児童数 ※小学生、中学生別		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
		完全給食、補食給食、ミルク給食 ※「援助人数」欄は完全給食、補食給食、ミルク給食を問わず援助した児童生徒の実数の合計を記入すること。	援助人数 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			所要総額 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			学校の設置者が保護者に援助した額 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	準要保護児童生徒援助（学校給食費）の状況	7月1日現在の公立学校の準要保護児童数 ※小学生、中学生別		実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

帳票名称	印字項目			指定都市 実装区分	一般市区町村 実装区分	適合基準日
	大分類	中分類	小分類			
統計帳票（就学援助実施状況・給食費）		完全給食、補食給食、ミルク給食 ※「援助人数」欄は完全給食、補食給食、ミルク給食を問わず援助した児童生徒の実数の合計を記入すること。	援助人数 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			所要総額 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			学校の設置者が保護者に援助した額 ※小学生、中学生別	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
転出先自治体連絡票	送付先			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	文書番号			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	送付年月日			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	処分庁名（通知者名）			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	通知書タイトル		タイトル	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	通知書本文			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	対象児童		氏名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			カナ氏名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			生年月日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	支給済費目		費目名	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			支給金額	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			支給年月日	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			支給済対象期間	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	市区町村			実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
	問い合わせ先		住所	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			機関	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			担当	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			TEL	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日
			メールアドレス	実装必須機能	実装必須機能	令和8年4月1日

備考
実装必須機能：地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能
標準オプション機能：地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能
―：・適合基準日の列におけるものは適合基準日を設定しないこと

第一号様式（第二条第一項第一号関係）

第　号

学校コード

令和　年　月　日

申請番号

様

令和　年度　就学援助費認定通知書

就学援助費について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

学 校	学 年	児童生徒名

認定日　年　月　日　認定区分

認定期間　年　月　日 ～　年　月　日

認定理由

支給方法　金融機関名

支店名　口座種別

口座番号　口座名義人

【支給対象費目及び支給予定額】

支給対象費目	小学校		中学校		支給対象費目	小学校		中学校	
	学年	金額	学年	金額		学年	金額	学年	金額

支給予定額（合計）　円

備考

連絡先

第二号様式（第二条第一項第二号関係）

学校コード

申請番号

第　　号

令和　　年　　月　　日

様

令和　　年度　　しゅうがくえんじょひ にんていつうちしょ

しゅうがくえんじょひについてしんさのけっか、しゅうがくえんじょたいしょうしゃとにんていされましたのでつうちいたします。

【たいしょうしゃ】

がっこう	がくねん	じどうせいとめい

にんていび　　年　　月　　日

にんていくぶん

にんていきかん　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

にんていりゆう

しきゅうほうほう　　きんゆうきかんめい

こうざしゅべつ

してんめい

こうざばんごう　　こうざめいぎにん

【しきゅうたいしょうひもくおよびしきゅうよていがく】

しきゅうたいしょうひもく	しょうがっこう		ちゅうがっこう		しきゅうたいしょうひもく	しょうがっこう		ちゅうがっこう	
	がくねん	きんがく	がくねん	きんがく		がくねん	きんがく	がくねん	きんがく

しきゅうよていがく（ごうけい）　　円

びこう

れんらくさき

第三号様式（第二条第一項第三号関係）

学校コード

申請番号

第　　号

令和　　年　　月　　日

様

令和　　年度　　就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書

就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

学　校	学　年	児童生徒名

認定日　　年　　月　　日　　認定区分

認定理由

支給方法　　金融機関名

支店名　　口座種別

口座番号　　口座名義人

【支給対象費目及び支給予定額】

支給対象費目	小学校		中学校		支給対象費目	小学校		中学校	
	学年	金額	学年	金額		学年	金額	学年	金額

支給予定額（合計）　　円

備考

連絡先

第四号様式（第二条第一項第四号関係）

学校コード

申請番号

第　　号

令和　　年　　月　　日

様

令和　　年度　しゅうがくえんじょひ（しんにゅうがくじどうせいとがくようひんひとう）にんていつうちしょ

しゅうがくえんじょひ(しんにゅうがくじどうせいとがくようひんひとう)についてしんさのけっか、しゅうがくえんじょたいしょうしゃとにんていされましたのでつうちいたします。

【たいしょうしゃ】

がっこう	がくねん	じどうせいとめい

にんていび　　年　　月　　日

にんていくぶん

にんていりゆう

しきゅうほうほう

きんゆうきかんめい

こうざしゅべつ

してんめい

こうざばんごう

こうざめいぎにん

【しきゅうたいしょうひもくおよびしきゅうよていがく】

しきゅうたいしょうひもく	しょうがっこう		ちゅうがっこう		しきゅうたいしょうひもく	しょうがっこう		ちゅうがっこう	
	がくねん	きんがく	がくねん	きんがく		がくねん	きんがく	がくねん	きんがく

しきゅうよていがく（ごうけい）　　円

びこう

れんらくさき

第五号様式（第二条第一項第五号関係）

第　　号

学校コード

令和　　年　　月　　日

申請番号

様

令和　　年度　就学援助費否認定通知書

就学援助費について、審査の結果、就学援助対象外となり、否認定となりましたので、通知いたします。

【対象者】

学　校	学　年	認定区分	児童生徒名

否認定日　　年　月　日

否認定期間　　年　月　日～　　年　月　日

否認定理由

世帯所得額　　認定基準額　　所得超過額

備考

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、　市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、　市を被告（訴訟において　市を代表するものは　市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先

第六号様式（第二条第一項第六号関係）

第　　号

学校コード

令和　　年　　月　　日

申請番号

様

令和　　年度　　しゅうがくえんじょひ　ひにんていつうちしょ

しゅうがくえんじょひについて、しんさのけっか、しゅうがくえんじょたいしょうがいとなり、ひにんていとなりましたので、つうちいたします。

【たいしょうしゃ】

がっこう	がくねん	にんていくぶん	じどうせいとめい

ひにんていび　　年　　月　　日

ひにんていきかん　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

ひにんていりゆう

せたい
しょとくがく

にんてい
きじゅんがく

しょとく
ちょうかがく

びこう

1．このしょぶんについてふふくがあるばあいは、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして3かげついないに、　しきょういくいいんかいにたいしてしんさせいきゅうをすることができます。
2．このしょぶんについては、じょうきのしんさせいきゅうのほか、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないに、　しをひこく（そしょうにおいて　しをだいひょうするものは　しきょういくいいんかいになります。）として、しょぶんのとりけしのうったえをていきすることができます。なお、じょうきのしんさせいきゅうをしたばあいは、しょぶんのとりけしのうったえは、そのしんさせいきゅうに対するさいけつがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないにていきすることができます。
3．ただし、じょうきのきかんがけいかするまえに、このしょぶん（しんさせいきゅうをしたばあいは、そのしんさせいきゅうにたいするさいけつ）があったひのよくじつからきさんして1ねんをけいかしたばあいは、しんさせいきゅうをすることやしょぶんのとりけしのうったえをていきすることができなくなります。

第七号様式（第二条第一項第七号関係）

学校コード

申請番号

第　　号

令和　年　月　日

様

令和　年度　就学援助費保留通知書

就学援助費について、下記の理由により、その審査を保留しています。審査するために必要な書類の提出をお願いいたします。

【対象者】

学　校	学　年	認定区分	児童生徒名

提出期限　年　月　日　保留日　年　月　日

保留理由

保留期間　年　月　日 ～　年　月　日

提出必要書類

および手続き

提出先

住所　TEL

備考

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、　市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、　市を被告（訴訟において　市を代表するものは　市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先

第八号様式（第二条第一項第八号関係）

第　　号

学校コード

令和　　年　　月　　日

申請番号

様

令和　　年度　　しゅうがくえんじょひ ほりゅうつうちしょ

しゅうがくえんじょひについて、かきのりゆうにより、そのしんさをほりゅうしています。しんさするためにひつようなしょるいのていしゅつをおねがいいたします。

【たいしょうしゃ】

がっこう	がくねん	にんていくぶん	じどうせいとめい

ていしゅつきげん　　年　　月　　日　　ほりゅうび　　年　　月　　日

ほりゅうりゆう

ほりゅうきかん　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

ていしゅつひつようしょるいおよびてつづき

ていしゅつさき

住所　　TEL

びこう

1．このしょぶんについてふふくがあるばあいは、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして3かげついないに、　しきょういくいいんかいにたいしてしんさせいきゅうをすることができます。
2．このしょぶんについては、じょうきのしんさせいきゅうのほか、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないに、　しをひこく（そしょうにおいて　しをだいひょうするものは　しきょういくいいんかいになります。）として、しょぶんのとりけしのうったえをていきすることができます。なお、じょうきのしんさせいきゅうをしたばあいは、しょぶんのとりけしのうったえは、そのしんさせいきゅうにたいするさいけつがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないにていきすることができます。
3．ただし、じょうきのきかんがけいかするまえに、このしょぶん（しんさせいきゅうをしたばあいは、そのしんさせいきゅうにたいするさいけつ）があったひのよくじつからきさんして1ねんをけいかしたばあいは、しんさせいきゅうをすることやしょぶんのとりけしのうったえをていきすることができなくなります。

第九号様式(第二条第一項第九号関係)

第　　号

学校コード

令和　年　月　日

申請番号

様

令和　年度　就学援助費認定取消通知書

就学援助費について、下記の理由により、その認定を取り消しますので、通知いたします。

【対象者】

学 校	学 年	認定区分	児童生徒名

認定取消日　　年　月　日

認定取消理由

備考

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、　市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、　市を被告(訴訟において　市を代表するものは　市教育委員会になります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先

第十号様式（第二条第一項第十号関係）

学校コード

申請番号

第　　号

令和　　年　　月　　日

様

令和　　年度　　しゅうがくえんじょひ にんていとりけしつうちしょ

しゅうがくえんじょひについて、かきのりゆうにより、そのにんていをとりけしますので、つうちいたします。

【たいしょうしゃ】

がっこう	がくねん	にんていくぶん	じどうせいとめい

にんていとりけしび　　年　　月　　日

にんていとりけしりゆう

びこう

1．このしょぶんについてふふくがあるばあいは、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして3かげついないに、　しきょういくいいんかいにたいしてしんさせいきゅうをすることができます。
2．このしょぶんについては、じょうきのしんさせいきゅうのほか、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないに、　しをひこく（そしょうにおいて　しをだいひょうするものは　しきょういくいいんかいになります。）として、しょぶんのとりけしのうったえをていきすることができます。なお、じょうきのしんさせいきゅうをしたばあいは、しょぶんのとりけしのうったえは、そのしんさせいきゅうにたいするさいけつがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないにていきすることができます。
3．ただし、じょうきのきかんがけいかするまえに、このしょぶん（しんさせいきゅうをしたばあいは、そのしんさせいきゅうにたいするさいけつ）があったひのよくじつからきさんして1ねんをけいかしたばあいは、しんさせいきゅうをすることやしょぶんのとりけしのうったえをていきすることができなくなります。

第十一号様式（第二条第一項第十一号関係）

学校コード

申請番号

第　　号

令和　年　月　日

様

令和　年度　就学援助費支給通知書

就学援助費について、次のとおり支給を行いますので、通知します。

1.　支給金額について

		支給費目	支給対象期間	支給金額	支給内訳金額		小計
					保護者支給額	その他学校等支給額	
児童生徒名							
学校							
学年							
認定区分							
合計							

2.　支給方法

支給年月日　　年　月　日　　受取人（保護者）

支給方法　　金融機関名

支店名　　口座種別

口座番号　　口座名義人

備考

連絡先

第十二号様式（第二条第一項第十二号関係）　　第　　号

学校コード　　令和　年　月　日

申請番号

様

令和　年度　　しゅうがくえんじょひ しきゅうつうちしょ

しゅうがくえんじょひについて、つぎのとおりしきゅうをおこないますので、つうちします。

1．しきゅうきんがくについて

		しきゅうひもく	しきゅう たいしょうきかん	しきゅう きんがく	しきゅううちわけきんがく		しょうけい
					ほごしゃ しきゅうがく	そのた がっこうとう しきゅうがく	
じどう せいとめい							
がっこう							
がくねん							
にんてい くぶん							
ごうけい							

2．しきゅうほうほう

しきゅう ねんがっぴ　　年　月　日　　うけとりにん （ほごしゃ）

しきゅう ほうほう　　きんゆう きかんめい

してんめい　　こうざ しゅべつ

こうざばんごう　　こうざ めいぎにん

びこう

れんらくさき

第十三号様式（第二条第一項第十三号関係）

学校コード

申請番号

第　　号

令和　年　月　日

様

令和　年度　就学援助費支給通知書

就学援助費について、次のとおり支給を行いますので、通知します。

1.　支給金額について

		支給費目	支給対象期間	支給金額	支給内訳金額		小計
					保護者支給額	その他学校等支給額	
児童生徒名							
学校							
学年							
認定区分							
児童生徒名							
学校							
学年							
認定区分							
児童生徒名							
学校							
学年							
認定区分							
児童生徒名							
学校							
学年							
認定区分							
合計							

2.　支給方法

支給年月日　　年　月　日　　受取人（保護者）

支給方法　　金融機関名

支店名　　口座種別

口座番号　　口座名義人

備考

連絡先

第十四号様式（第二条第一項第十四号関係）

学校コード

申請番号

第　　号

令和　　年　　月　　日

様

令和　　年度　　しゅうがくえんじょひ しきゅうつうちしょ

しゅうがくえんじょひについて、つぎのとおりしきゅうをおこないますので、つうちします。

1．しきゅうきんがくについて

		しきゅうひもく	しきゅうたいしょうきかん	しきゅうきんがく	しきゅうううちわけきんがく		しょうけい
					ほごしゃしきゅうがく	そのたがっこうとうしきゅうがく	
じどうせいとめい							
がっこう							
がくねん							
にんていくぶん							
じどうせいとめい							
がっこう							
がくねん							
にんていくぶん							
じどうせいとめい							
がっこう							
がくねん							
にんていくぶん							
じどうせいとめい							
がっこう							
がくねん							
にんていくぶん							
ごうけい							

2．しきゅうほうほう

しきゅうねんがっぴ　　年　月　日

うけとりにん（ほごしゃ）

しきゅうほうほう

きんゆうきかんめい

こうざしゅべつ

してんめい

こうざばんごう

こうざめいぎにん

びこう

れんらくさき

第十五号様式（第二条第一項第十五号関係）

学校コード

申請番号

様

連絡先

第　　号

令和　年　月　日

令和　年度　就学援助費認定通知書

就学援助費について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

学校	学年	児童生徒名

認定日　年　月　日

認定区分

認定期間　年　月　日　～　年　月　日

認定理由

支給方法　口座名義人

金融機関名

支店名

口座種別　口座番号

【支給対象費目及び支給予定額】

支給対象費目	小学校		中学校	
	学年	金額	学年	金額

支給予定額（合計）　円

備考

第十六号様式（第二条第一項第十六号関係）

学校コード

申請番号

様

れんらくさき

第　　号

令和　年　月　日

令和　年度　しゅうがくえんじょひにんていつうちしょ

しゅうがくえんじょひについてしんさのけっか、しゅうがくえんじょたいしょうしゃとにんていされましたのでつうちいたします。

【たいしょうしゃ】

がっこう	がくねん	じどうせいとめい

にんていび　年　月　日

にんていくぶん

にんていきかん　年　月　日　～　年　月　日

にんていりゆう

しきゅうほうほう

こうざめいぎにん

きんゆうきかんめい

してんめい

こうざしゅべつ

こうざばんごう

【しきゅうたいしょうひもくおよびしきゅうよていがく】

しきゅうたいしょうひもく	しょうがっこう		ちゅうがっこう	
	がくねん	きんがく	がくねん	きんがく

しきゅうよていがく（ごうけい）　円

びこう

第十七号様式（第二条第一項第十七号関係）

学校コード

申請番号

様

連絡先

第　　号

令和　年　月　日

令和　年度　就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定通知書

就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

学校	学年	児童生徒名

認定日　年　月　日

認定区分

認定理由

支給方法　口座名義人

金融機関名

支店名

口座種別　口座番号

【支給対象費目及び支給予定額】

支給対象費目	小学校		中学校	
	学年	金額	学年	金額

支給予定額（合計）　円

備考

第十八号様式（第二条第一項第十八号関係）

学校コード

申請番号

様

れんらくさき

第　　号

令和　年　月　日

令和　年度　しゅうがくえんじょひ（しんにゅうがくじどうせいとがくようひんひとう）にんていつうちしょ

しゅうがくえんじょひ(しんにゅうがくじどうせいとがくようひんひとう)についてしんさのけっか、しゅうがくえんじょたいしょうしゃとにんていされましたのでつうちいたします。

【たいしょうしゃ】

がっこう	がくねん	じどうせいとめい

にんていび　年　月　日

にんていくぶん

にんていりゆう

しきゅうほうほう

きんゆうきかんめい

してんめい

こうざしゅべつ

こうざめいぎにん

こうざばんごう

【しきゅうたいしょうひもくおよびしきゅうよていがく】

しきゅうたいしょうひもく	しょうがっこう		ちゅうがっこう	
	がくねん	きんがく	がくねん	きんがく

しきゅうよていがく（ごうけい）　円

びこう

第十九号様式（第二条第一項第十九号関係）

学校コード

申請番号

様

連絡先

第　　号

令和　年　月　日

令和　年度　就学援助費否認定通知書

就学援助費について、審査の結果、就学援助対象外となり、否認定となりましたので、通知いたします。

【対象者】

学校	学年	認定区分	児童生徒名

否認定日　年　月　日

否認定期間　年　月　日
～　年　月　日

否認定理由

世帯所得額

認定基準額

所得超過額

備　考

1．この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、　市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2．この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、　市を被告（訴訟において　市を代表するものは　市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3．ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第二十号様式（第二条第一項第二十号関係）

学校コード

申請番号

様

れんらくさき

第　　号

令和　年　月　日

令和　年度

しゅうがくえんじょひ
ひにんていつうちしょ

しゅうがくえんじょひについて、しんさのけっか、しゅうがくえんじょたいしょうがいとなり、ひにんていとなりましたので、つうちいたします。

【たいしょうしゃ】

がっこう	がくねん	にんていくぶん	じどうせいとめい

ひにんていび　　年　月　日

ひにんていきかん　　年　月　日 ～ 年　月　日

ひにんていりゆう

せたいしょとくがく

にんていきじゅんがく

しょとちょうかがく

びこう

1．このしょぶんについてふふくがあるばあいは、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして3かげついないに、　しきょういくいいんかいにたいしてしんさせいきゅうをすることができます。
2．このしょぶんについては、じょうきのしんさせいきゅうのほか、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないに、　しをひこく（そしょうにおいて　しをだいひょうするものは　しきょういくいいんかいになります。）として、しょぶんのとりけしのうったえをていきすることができます。なお、じょうきのしんさせいきゅうをしたばあいは、しょぶんのとりけしのうったえは、そのしんさせいきゅうにたいするさいけつがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないにていきすることができます。
3．ただし、じょうきのきかんがけいかするまえに、このしょぶん（しんさせいきゅうをしたばあいは、そのしんさせいきゅうにたいするさいけつ）があったひのよくじつからきさんして1ねんをけいかしたばあいは、しんさせいきゅうをすることやしょぶんのとりけしのうったえをていきすることができなくなります。

○文部科学省告示第六十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同条第一項の文部科学大臣が定める地方公共団体の就学事務システム（学齢簿編製等）に係る機能要件の標準又は帳票要件の標準についての経過措置及び同条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体を次のように定める。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項の文部科学大臣が定める就学事務システム（学齢簿編製等）を利用する地方公共団体及び当該就学事務システム（学齢簿編製等）に係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
東京都板橋区、東京都国立市、東京都狛江市、神奈川県茅ヶ崎市、大阪府八尾市、大阪府交野市、宮崎県宮崎市	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日並びに同令第四条の文部科学省告示第五十九号。以下「告示」という。）別表第一の〇一七〇一〇二の項及び〇一七〇一〇三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
青森県八戸市	告示別表第一の〇一七〇二一〇の項、〇一七〇三六〇の項及び〇一七〇三六三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川越市、千葉県市原市、千葉県君津市、東京都武蔵村山市、京都府京都市、兵庫県尼崎市、和歌山県田辺市、大分県大分市、沖縄県那覇市	告示別表第一の〇一七〇〇一の項、〇一七〇〇一三の項、〇一七〇〇一九の項、〇一七〇〇二一の項、〇一七〇〇二六の項、〇一七〇〇二九の項、〇一七〇〇三六の項、〇一七〇〇五四の項、〇一七〇〇八三の項、〇一七〇〇八六の項、〇一七〇〇八八の項、〇一七〇〇九三の項、〇一七〇〇九四の項、〇一七〇一〇〇一の項、〇一七〇一〇二の項、〇一七〇一〇四の項、〇一七〇一〇六の項、〇一七〇一〇九の項、〇一七〇一一二の項、〇一七〇一一五の項、〇一七〇一八六の項、〇一七〇二〇二の項、〇一七〇二〇六の項、〇一七〇二一〇の項、〇一七〇二一一の項、〇一七〇二七七の項、〇一七〇二七八の項、〇一七〇二七九の項、〇一七〇二八〇の項、〇一七〇二八二の項、〇一七〇二八三の項、〇一七〇三〇七の項、〇一七〇三一六の項、〇一七〇三三六の項、〇一七〇三三九の項、〇一七〇三四一の項、〇一七〇三五七の項、〇一七〇三五九の項、〇一七〇三七二の項、〇一七〇三九四の項、〇一七〇四二三の項、〇一七〇四二四の項、〇一七〇四二五の項、〇一七〇四二七の項、〇一七〇四二八の項、〇一七〇四二九の項、〇一七〇四三〇の項、〇一七〇四三一の項、〇一七〇四三九の項、〇一七〇四四九の項、〇一七〇四五〇の項、〇一七〇四五二の項、〇一七〇四五三の項、〇一七〇四五四の項、〇一七〇四五五の項、〇一七〇四五六の項及び〇一七〇四五八の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

青森県五所川原市、宮城県塩竈市、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県船橋市、東京都中央区、東京都台東区、東京都世田谷区、東京都中野区、石川県金沢市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、愛知県一宮市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府豊中市、大阪府枚方市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県奈良市、奈良県奈良市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県吉備中央町、広島県呉市、広島県神石高原町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、高知県高知市

北海道古平町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県松島町、宮城県利府町、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、福島県下郷町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県八千代町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県高根沢町、栃木県那須町、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、東京都清瀬市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県牧之原市、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県紀美野町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町

告示別表第一の〇一七〇一〇一の項、〇一七〇一〇二の項、〇一七〇一〇三の項、〇一七〇一〇四の項、〇一七〇一〇七の項、〇一七〇一八三の項、〇一七〇三八四の項、〇一七〇三九五の項、〇一七〇四一三の項、〇一七〇四二一の項、〇一七〇四二五の項、〇一七〇四二四の項、〇一七〇四三四の項、〇一七〇四三九の項及び〇一七〇四四〇の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

告示別表第一の〇一七〇〇一の項、〇一七〇〇二五の項、〇一七〇〇四八の項、〇一七〇〇八七の項、〇一七〇〇九一の項、〇一七〇〇九四の項、〇一七〇〇九八の項、〇一七〇〇九五の項、〇一七〇一〇〇の項、〇一七〇一〇一の項、〇一七〇一〇二の項、〇一七〇一〇三の項、〇一七〇一〇四の項、〇一七〇一〇五の項、〇一七〇一〇六の項、〇一七〇一〇七の項、〇一七〇一一九の項、〇一七〇一二〇の項、〇一七〇一二六の項、〇一七〇一五三の項、〇一七〇一六九の項、〇一七〇一七五の項、〇一七〇二〇四の項、〇一七〇二一〇の項、〇一七〇二三五の項、〇一七〇二三七の項、〇一七〇二三八の項、〇一七〇二四〇の項、〇一七〇二四四の項、〇一七〇二五〇の項、〇一七〇二五三の項、〇一七〇二六五の項、〇一七〇二六九の項、〇一七〇二七三の項、〇一七〇二七九の項、〇一七〇二八三の項、〇一七〇二九九の項、〇一七〇三〇八の項、〇一七〇三一三の項、〇一七〇三一六の項、〇一七〇三二〇の項、〇一七〇三二五の項、〇一七〇三三七の項、〇一七〇三八六の項、〇一七〇三九四の項、〇一七〇四二四の項及び〇一七〇四三八の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

告示別表第一の〇一七〇〇四九の項、〇一七〇〇五二の項、〇一七〇〇五三の項、〇一七〇〇六四の項、〇一七〇〇八二の項、〇一七〇〇九〇の項、〇一七〇〇九四の項、〇一七〇〇九九の項、〇一七〇一一四の項、〇一七〇一七六の項、〇一七〇一七八の項、〇一七〇一八二の項、〇一七〇一八三の項、〇一七〇一八四の項、〇一七〇一八六の項、〇一七〇一九〇の項、〇一七〇一九一の項、〇一七〇一九七の項、〇一七〇二〇〇の項、〇一七〇二〇一の項、〇一七〇二〇二の項、〇一七〇二〇七の項、〇一七〇二一一の項、〇一七〇二二〇の項、〇一七〇二三一の項、〇一七〇二三六の項、〇一七〇二三七の項、〇一七〇二三八の項、〇一七〇二四〇の項、〇一七〇二四一の項、〇一七〇二四二の項、〇一七〇二四四の項、〇一七〇二四九の項、〇一七〇二五〇の項、〇一七〇二五二の項、〇一七〇二五三の項、〇一七〇二六五の項、〇一七〇二六九の項、〇一七〇二七〇の項、〇一七〇二七二の項、〇一七〇二七三の項、〇一七〇二七四の項、〇一七〇二七六の項、〇一七〇二八三の項、〇一七〇二九五の項、〇一七〇二九六の項、〇一七〇二九七の項、〇一七〇二九九の項、〇一七〇三〇〇の項、〇一七〇三〇七の項、〇一七〇三一二の項、〇一七〇三一三の項、〇一七〇三一四の項、〇一七〇三一五の項、〇一七〇三一六の項、〇一七〇三二〇の項、〇一七〇三二一の項、〇一七〇三二五の項、〇一七〇三三七の項、〇一七〇三八六の項、〇一七〇三九四の項、〇一七〇四二四の項及び〇一七〇四三八の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道当別町、北海道森町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道北斗市、北海道枝幸町、北海道美唄市、北海道別町、北海道余市町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道滝上町、北海道釧路町、北海道士幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県大郷町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、秋田県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県飯能市、埼玉県蕨市、埼玉県白岡市、埼玉県蓮田市、埼玉県吉川市、埼玉県松伏町、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県都留市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県昭和町、山梨県道志村、山梨県西桂町、山梨県忍野村、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県富士川町、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、静岡県御前崎市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県大津市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県本山町、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

北海道旭川市、東京都葛飾区、神奈川県横須賀市、長野県上田市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、愛知県東海市、兵庫県神戸市、広島県東広島市、福岡県福岡市

北海道稚内市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道斜里町、北海道新冠町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県東北町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼

告示別表第一の〇一七〇〇四九の項、〇一七〇〇五二の項、〇一七〇〇六四の項、〇一七〇〇八二の項、〇一七〇〇九〇の項、〇一七〇〇九四の項、〇一七〇〇九五の項、〇一七〇〇九九の項、〇一七〇一〇四の項、〇一七〇一一〇の項、〇一七〇一一二の項、〇一七〇一一八の項、〇一七〇一一八二の項、〇一七〇一一八六の項、〇一七〇一一八八の項、〇一七〇一一九〇の項、〇一七〇一一九一の項、〇一七〇一一九七の項、〇一七〇一二〇二の項、〇一七〇一二〇三の項、〇一七〇一二一〇の項、〇一七〇一二一一の項、〇一七〇一二一二の項、〇一七〇一二三七の項、〇一七〇一二三八の項、〇一七〇一二四〇の項、〇一七〇一二四二の項、〇一七〇一二四四の項、〇一七〇一二四六の項、〇一七〇一二四九の項、〇一七〇一二五〇の項、〇一七〇一二五二の項、〇一七〇一二五三の項、〇一七〇一二六五の項、〇一七〇一二六九の項、〇一七〇一二七〇の項、〇一七〇一二七一の項、〇一七〇一二七二の項、〇一七〇一二七三の項、〇一七〇一二七四の項、〇一七〇一二七五の項、〇一七〇一二七六の項、〇一七〇一二九五の項、〇一七〇一二九六の項、〇一七〇一二九七の項、〇一七〇一二九九の項、〇一七〇一三〇〇の項、〇一七〇一三〇八の項、〇一七〇一三一一の項、〇一七〇一三一二の項、〇一七〇一三一四の項、〇一七〇一三一五の項、〇一七〇一三一六の項、〇一七〇一三一八の項、〇一七〇一三一九の項、〇一七〇一三二〇の項、〇一七〇一三二一の項、〇一七〇一三二三の項、〇一七〇一三二四の項、〇一七〇一三二五の項、〇一七〇一三三七の項、〇一七〇一三三八の項、〇一七〇一三五九の項、〇一七〇一三八六の項、〇一七〇一三九四の項、〇一七〇一四二二の項、〇一七〇一四二三の項、〇一七〇一四二四の項及び〇一七〇四三八の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

告示別表第一の〇一七〇〇六七の項、〇一七〇一六九の項、〇一七〇一八六の項、〇一七〇二一〇の項、〇一七〇三二七の項、〇一七〇三五九の項、〇一七〇三七二の項、〇一七〇三八四の項、〇一七〇三九四の項、〇一七〇四一三の項、〇一七〇四一四の項、〇一七〇四二二の項、〇一七〇四二三の項、〇一七〇四二四の項、〇一七〇四二五の項、〇一七〇四三四の項及び〇一七〇四三五の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

告示別表第一の〇一七〇〇四三の項、〇一七〇〇四四の項、〇一七〇〇四九の項、〇一七〇〇五四の項、〇一七〇〇五五の項、〇一七〇〇八八の項、〇一七〇〇九九の項、〇一七〇一六六の項、〇一七〇一六九の項、〇一七〇一九三の項、〇一七〇一九四の項、〇一七〇二

二　前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる機能要件の標準の適合基準日については、告示別表第一の規定にかかわらず、令和十一年四月一日とする。

三　省令附則第二条第一項の文部科学大臣が定める就学事務システム（学齢簿編製等）を利用する地方公共団体及び当該就学事務システム（学齢簿編製等）に係る帳票要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川越市、千葉県市原市、千葉県君津市、東京都武蔵村山市、京都府京都市、兵庫県尼崎市、和歌山県田辺市、大分県大分市、沖縄県那覇市	告示別表第二の〇一七〇〇〇四の項、〇一七〇〇〇五の項、〇一七〇〇二六の項、〇一七〇〇四六の項及び〇一七〇〇六一の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
青森県五所川原市、宮城県塩竈市、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、埼玉県北本市、埼玉県鴻巣市、埼玉県秩父市、埼玉県北本市、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、東京都世田谷区、東京都中野区、石川県金沢市、福井県鯖江市、東京都台東区、東京都港区、福井県越前市、福井県南越前町、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府豊中市、大阪府枚方市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県浅口市、岡山県吉備中央町、広島県呉市、広島県神石高原町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県小豆島町、香川県三木町、高知県高知市	告示別表第二の〇一七〇〇六五の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道古平町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県松島町、宮城県利府町、宮城県七ヶ浜町、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、福島県下郷町、茨城県笠間市、栃木県足利市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県真岡市、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、群馬県吾妻郡東吾妻町、群馬県みどり市、埼玉県滑川町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県鳩山町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県寄居町、埼玉県小川町、埼玉県ときがわ町、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県日高市、埼玉県吉見町、埼玉県鳩ヶ谷市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県三郷市、千葉県千葉市、千葉県銚子市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県館山市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県勝浦市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県鴨川市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県富津市、千葉県浦安市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県山武市、千葉県いすみ市、千葉県大網白里市、千葉県酒々井町、千葉県栄町、千葉県神崎町、千葉県多古町、千葉県東庄町、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県御宿町、千葉県鋸南町、東京都千代田区、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都青梅市、東京都府中市、東京都昭島市、東京都調布市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都国分寺市、東京都国立市、東京都福生市、東京都狛江市、東京都東大和市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都稲城市、東京都羽村市、東京都あきる野市、東京都西東京市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、東京都大島町、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都御蔵島村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市、神奈川県小田原市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県逗子市、神奈川県三浦市、神奈川県秦野市、神奈川県厚木市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県寒川町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、新潟県新潟市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県新発田市、新潟県小千谷市、新潟県加茂市、新潟県十日町市、新潟県見附市、新潟県村上市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県上越市、新潟県阿賀野市、新潟県佐渡市、新潟県魚沼市、新潟県南魚沼市、新潟県胎内市、新潟県聖籠町、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋町、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県金沢市、石川県七尾市、石川県小松市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県加賀市、石川県羽咋市、石川県かほく市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、福井県福井市、福井県敦賀市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、山梨県甲府市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県北杜市、山梨県甲斐市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県中央市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県昭和町、山梨県道志村、山梨県西桂町、山梨県忍野村、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、長野県岡谷市、長野県飯田市、長野県諏訪市、長野県須坂市、長野県小諸市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県中野市、長野県大町市、長野県飯山市、長野県茅野市、長野県塩尻市、長野県佐久市、長野県千曲市、長野県東御市、長野県安曇野市、長野県小海町、長野県川上村、長野県南牧村、長野県南相木村、長野県北相木村、長野県佐久穂町、長野県軽井沢町、長野県御代田町、長野県立科町、長野県青木村、長野県長和町、長野県下諏訪町、長野県富士見町、長野県原村、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、長野県松川町、長野県高森町、長野県阿南町、長野県阿智村、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県売木村、長野県天龍村、長野県泰阜村、長野県喬木村、長野県豊丘村、長野県大鹿村、長野県上松町、長野県南木曽町、長野県木祖村、長野県王滝村、長野県大桑村、長野県木曽町、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県多治見市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県養老町、岐阜県垂井町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、静岡県静岡市、静岡県浜松市、静岡県沼津市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県富士宮市、静岡県伊東市、静岡県島田市、静岡県富士市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県御殿場市、静岡県袋井市、静岡県下田市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、静岡県伊豆市、静岡県御前崎市、静岡県菊川市、静岡県伊豆の国市、静岡県牧之原市、愛知県名古屋市、愛知県豊橋市、愛知県岡崎市、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県碧南市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県犬山市、愛知県常滑市、愛知県江南市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県東郷町、愛知県豊山町、愛知県大口町、愛知県扶桑町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県南知多町、愛知県美浜町、愛知県武豊町、三重県四日市市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県名張市、三重県尾鷲市、三重県亀山市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県朝日町、三重県川越町、三重県多気町、三重県明和町、三重県大台町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀北町、三重県御浜町、三重県紀宝町、滋賀県大津市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、滋賀県米原市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府京都市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府井手町、京都府宇治田原町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府池田市、大阪府吹田市、大阪府泉大津市、大阪府高槻市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府枚方市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府泉佐野市、大阪府富田林市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府松原市、大阪府大東市、大阪府和泉市、大阪府箕面市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府高石市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、兵庫県神戸市、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県川西市、兵庫県小野市、兵庫県三田市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県多可町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県神河町、兵庫県上郡町、兵庫県佐用町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県御所市、奈良県生駒市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県平群町、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県上牧町、奈良県王寺町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県吉野町、奈良県大淀町、奈良県下市町、奈良県黒滝村、奈良県天川村、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県橋本市、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県紀美野町、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県上富田町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県古座川町、和歌山県北山村、和歌山県串本町、鳥取県鳥取市、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県琴浦町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県日南町、鳥取県日野町、鳥取県江府町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県益田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県井原市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県里庄町、岡山県矢掛町、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、岡山県吉備中央町、広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県三次市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県安芸高田市、広島県江田島市、広島県府中町、広島県海田町、広島県熊野町、広島県坂町、広島県北広島町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県長門市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県綾川町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県松前町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、愛媛県愛南町、高知県高知市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県宿毛市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県日高村、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県玉東町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県五木村、熊本県球磨村、熊本県あさぎり町、熊本県苓北町、大分県大分市、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県門川町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県長島町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県肝付町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県国頭村、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県久米島町、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第二の〇一七〇〇〇二の項、〇一七〇〇〇三の項、〇一七〇〇二七の項、〇一七〇〇五六の項、〇一七〇〇五七の項及び〇一七〇〇六五の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県紀美野町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市	京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道江差町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧町、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、北海道南幌町、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道由仁町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道月形町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道東神楽町、北海道当麻町、北海道比布町、北海道愛別町、北海道上川町、北海道東川町、北海道美瑛町、北海道上富良野町、北海道中富良野町、北海道南富良野町、北海道占冠町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道美深町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道幌加内町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別町、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道枝幸町、北海道歌登町、北海道雄武町、北海道大空町、北海道豊浦町、北海道壮瞥町、北海道白老町、北海道厚真町、北海道洞爺湖町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道日高町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道上士幌町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道清水町、北海道芽室町、北海道中札内町、北海道更別町、北海道大樹町、北海道広尾町、北海道幕別町、北海道池田町、北海道豊頃町、北海道本別町、北海道足寄町、北海道陸別町、北海道浦幌町、北海道釧路町、北海道厚岸町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、北海道白糠町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県鶴田町、青森県中泊町、青森県野辺地町、青森県七戸町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県東北町、青森県六ヶ所村、青森県おいらせ町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、青森県南部町、青森県階上町、青森県新郷村、岩手県花巻市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県金ケ崎町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県大槌町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県田野畑町、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、秋田県秋田市、秋田県能代市、秋田県横手市、秋田県大館市、秋田県男鹿市、秋田県湯沢市、秋田県鹿角市、秋田県由利本荘市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、秋田県仙北市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、山形県山形市、山形県米沢市、山形県鶴岡市、山形県酒田市、山形県新庄市、山形県寒河江市、山形県上山市、山形県村山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県天童市、山形県東根市、山形県尾花沢市、山形県山辺町、山形県中山町、山形県河北町、山形県西川町、山形県朝日町、山形県大江町、山形県白鷹町、山形県庄内町、山形県三川町、山形県遊佐町、福島県福島市、福島県会津若松市、福島県郡山市、福島県いわき市、福島県白河市、福島県須賀川市、福島県喜多方市、福島県相馬市、福島県二本松市、福島県桑折町、福島県国見町、福島県川俣町、福島県大玉村、福島県広野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県川内村、福島県広野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県川内村、福島県浪江町、福島県双葉町、福島県大熊町、福島県双葉町、福島県浪江町、福島県葛尾村、福島県新地町、福島県飯舘村、茨城県水戸市、茨城県日立市、茨城県土浦市、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県結城市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県常陸太田市、茨城県高萩市、茨城県北茨城市、茨城県笠間市、茨城県取手市、茨城県牛久市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県坂東市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県河内町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、茨城県利根町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県小山市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県前橋市、群馬県高崎市、群馬県桐生市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、群馬県沼田市、群馬県館林市、群馬県渋川市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県吉岡町、群馬県上野村、群馬県神流町、群馬県下仁田町、群馬県南牧村、群馬県甘楽町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県さいたま市、埼玉県川越市、埼玉県熊谷市、埼玉県川口市、埼玉県行田市、埼玉県秩父市、埼玉県所沢市、埼玉県飯能市、埼玉県加須市、埼玉県本庄市、埼玉県東松山市、埼玉県春日部市、埼玉県狭山市、埼玉県羽生市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県鳩ヶ谷市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、埼玉県桶川市、埼玉県久喜市、埼玉県北本市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県蓮田市、埼玉県坂戸市、埼玉県幸手市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県白岡市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、埼玉県松伏町、千葉県千葉市、千葉県銚子市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県館山市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県勝浦市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県鴨川市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県富津市、千葉県浦安市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県山武市、千葉県いすみ市、千葉県大網白里市、千葉県酒々井町、千葉県栄町、千葉県神崎町、千葉県多古町、千葉県東庄町、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県御宿町、千葉県鋸南町、東京都千代田区、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都青梅市、東京都府中市、東京都昭島市、東京都調布市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都国分寺市、東京都国立市、東京都福生市、東京都狛江市、東京都東大和市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都稲城市、東京都羽村市、東京都あきる野市、東京都西東京市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、東京都大島町、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都御蔵島村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市、神奈川県小田原市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県逗子市、神奈川県三浦市、神奈川県秦野市、神奈川県厚木市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県寒川町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、新潟県新潟市、新潟県十日町市、新潟県村上市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県上越市、新潟県阿賀野市、新潟県佐渡市、新潟県魚沼市、新潟県南魚沼市、新潟県胎内市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県田上町、新潟県阿賀町、新潟県出雲崎町、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県金沢市、石川県七尾市、石川県小松市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県加賀市、石川県羽咋市、石川県かほく市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、福井県福井市、福井県敦賀市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県美浜町、福井県高浜町、福井県おおい町、福井県若狭町、山梨県甲府市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県北杜市、山梨県甲斐市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県中央市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県昭和町、山梨県道志村、山梨県西桂町、山梨県忍野村、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、長野県岡谷市、長野県飯田市、長野県諏訪市、長野県須坂市、長野県小諸市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県中野市、長野県大町市、長野県飯山市、長野県茅野市、長野県塩尻市、長野県佐久市、長野県千曲市、長野県東御市、長野県安曇野市、長野県小海町、長野県川上村、長野県南牧村、長野県南相木村、長野県北相木村、長野県佐久穂町、長野県軽井沢町、長野県御代田町、長野県立科町、長野県青木村、長野県長和町、長野県下諏訪町、長野県富士見町、長野県原村、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪町、長野県中川村、長野県宮田村、長野県松川町、長野県高森町、長野県阿南町、長野県阿智村、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県売木村、長野県天龍村、長野県泰阜村、長野県喬木村、長野県豊丘村、長野県大鹿村、長野県上松町、長野県南木曽町、長野県木祖村、長野県王滝村、長野県大桑村、長野県木曽町、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県多治見市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県養老町、岐阜県垂井町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、静岡県静岡市、静岡県浜松市、静岡県沼津市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県富士宮市、静岡県伊東市、静岡県島田市、静岡県富士市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県御殿場市、静岡県袋井市、静岡県下田市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、静岡県伊豆市、静岡県御前崎市、静岡県菊川市、静岡県伊豆の国市、静岡県牧之原市、愛知県名古屋市、愛知県豊橋市、愛知県岡崎市、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県碧南市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県犬山市、愛知県常滑市、愛知県江南市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県東郷町、愛知県豊山町、愛知県大口町、愛知県扶桑町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県南知多町、愛知県美浜町、愛知県武豊町、愛知県幸田町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県津市、三重県四日市市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県名張市、三重県尾鷲市、三重県亀山市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県多気町、三重県明和町、三重県大台町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀北町、三重県御浜町、三重県紀宝町、滋賀県大津市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、滋賀県米原市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府京都市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府井手町、京都府宇治田原町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府池田市、大阪府吹田市、大阪府泉大津市、大阪府高槻市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府枚方市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府泉佐野市、大阪府富田林市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府松原市、大阪府大東市、大阪府和泉市、大阪府箕面市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府高石市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、兵庫県神戸市、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県川西市、兵庫県小野市、兵庫県三田市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県多可町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県神河町、兵庫県上郡町、兵庫県佐用町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県御所市、奈良県生駒市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県平群町、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県上牧町、奈良県王寺町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県吉野町、和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県橋本市、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県紀美野町、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県上富田町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県古座川町、和歌山県北山村、和歌山県串本町、鳥取県鳥取市、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県益田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県井原市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県里庄町、岡山県矢掛町、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、岡山県吉備中央町、広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県三次市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県安芸太田町、広島県北広島町、広島県江田島市、広島県府中町、広島県海田町、広島県熊野町、広島県坂町、広島県安芸高田市、広島県江田島市、広島県世羅町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県長門市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県綾川町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県松前町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、愛媛県伊方町、愛媛県松野町、愛媛県鬼北町、愛媛県愛南町、高知県高知市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県宿毛市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県東峰村、福岡県大木町、福岡県広川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県玉東町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県球磨村、熊本県あさぎり町、熊本県苓北町、大分県大分市、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県門川町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県国頭村、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県久米島町、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	

告示別表第二の〇一七〇〇一二の項、〇一七〇〇一五の項、〇一七〇〇一六の項、〇一七〇〇二二の項、〇一七〇〇二三の項、〇一七〇〇二四の項、〇一七〇〇二六の項、〇一七〇〇二八の項、〇一七〇〇三〇の項、〇一七〇〇三一の項、〇一七〇〇三八の項、〇一七〇〇三九の項、〇一七〇〇四〇の項、〇一七〇〇四一の項、〇一七〇〇四二の項、〇一七〇〇四三の項、〇一七〇〇四四の項、〇一七〇〇四五の項、〇一七〇〇五二の項、〇一七〇〇五三の項、〇一七〇〇五四の項、〇一七〇〇五六の項、〇一七〇〇五七の項、〇一七〇〇五八の項、〇一七〇〇六一の項、〇一七〇〇六二の項及び〇一七〇〇六三の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

告示別表第二の〇一七〇〇一二の項、〇一七〇〇一五の項、〇一七〇〇一六の項、〇一七〇〇二二の項、〇一七〇〇二三の項、〇一七〇〇二四の項、〇一七〇〇二六の項、〇一七〇〇二八の項、〇一七〇〇三〇の項、〇一七〇〇三一の項、〇一七〇〇三八の項、〇一七〇〇三九の項、〇一七〇〇四〇の項、〇一七〇〇四一の項、〇一七〇〇四二の項、〇一七〇〇四三の項、〇一七〇〇四四の項、〇一七〇〇四五の項、〇一七〇〇五二の項、〇一七〇〇五三の項、〇一七〇〇五四の項、〇一七〇〇五六の項、〇一七〇〇五七の項、〇一七〇〇五八の項、〇一七〇〇六一の項、〇一七〇〇六二の項及び〇一七〇〇六三の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

告示別表第二の〇一七〇〇一二の項、〇一七〇〇一五の項、〇一七〇〇一六の項、〇一七〇〇二二の項、〇一七〇〇二三の項、〇一七〇〇二四の項、〇一七〇〇二六の項、〇一七〇〇二八の項、〇一七〇〇三〇の項、〇一七〇〇三一の項、〇一七〇〇三八の項、〇一七〇〇三九の項、〇一七〇〇四〇の項、〇一七〇〇四一の項、〇一七〇〇四二の項、〇一七〇〇四三の項、〇一七〇〇四四の項、〇一七〇〇四五の項、〇一七〇〇五二の項、〇一七〇〇五三の項、〇一七〇〇五四の項、〇一七〇〇五六の項、〇一七〇〇五七の項、〇一七〇〇五八の項、〇一七〇〇六一の項、〇一七〇〇六二の項及び〇一七〇〇六三の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

四　前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる帳票要件の標準の適合基準日については、告示別表第二の規定にかかわらず、令和十一年四月一日とする。

五　省令附則第二条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道稚内市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道斜里町、北海道新冠町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県東北町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、宮城県大河原町、秋田県潟上市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県舟形町、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県郡山市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県鏡石町、福島県只見町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県平田村、福島県小野町、茨城県日立市、茨城県石岡市、茨城県牛久市、茨城県つくば市、茨城県茨城町、茨城県東海村、茨城県阿見町、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県印西市、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東村山市、東京都東久留米市、東京都三宅村、東京都八丈町、神奈川県平塚市、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県岡崎市、愛知県瀬戸市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府岸和田市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県広島市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、徳島県徳島市、徳島県阿波市、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県坂出市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県豊前市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十号）附則第三条の規定に基づき、同条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道北斗市、北海道本別町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道大樹町、福島県会津若松市、福島県横手市、福島県湯沢市、福島県大館市、福島県由利本荘市、福島県東根市、福島県草加市、埼玉県八潮市、埼玉県吉川市、埼玉県さいたま市、埼玉県川口市、千葉県鴨川市、千葉県旭市、千葉県東金市、千葉県白里町、千葉県九十九里町、神奈川県藤沢市、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、神奈川県葉山町、神奈川県寒川町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀町、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県美浜町、福井県高浜町、福井県おおい町、福井県若狭町、山梨県甲斐市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県中央市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県昭和町、山梨県道志村、山梨県西桂町、山梨県忍野村、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯綱町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県浜松市、静岡県沼津市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県富士宮市、静岡県伊東市、静岡県島田市、静岡県富士市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県御殿場市、静岡県袋井市、静岡県下田市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、静岡県伊豆市、静岡県御前崎市、静岡県菊川市、静岡県伊豆の国市、静岡県牧之原市、愛知県豊橋市、愛知県岡崎市、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県碧南市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県犬山市、愛知県常滑市、愛知県江南市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県東郷町、愛知県豊山町、愛知県大口町、愛知県扶桑町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県南知多町、愛知県美浜町、愛知県武豊町、三重県四日市市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県名張市、三重県尾鷲市、三重県亀山市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県朝日町、三重県川越町、三重県多気町、三重県明和町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀北町、三重県御浜町、三重県紀宝町、滋賀県大津市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、滋賀県米原市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府京都市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府井手町、京都府宇治田原町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、大阪府堺市、大阪府池田市、大阪府吹田市、大阪府泉大津市、大阪府高槻市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府枚方市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府泉佐野市、大阪府富田林市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府松原市、大阪府和泉市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府高石市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県川西市、兵庫県小野市、兵庫県三田市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県多可町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県神河町、兵庫県上郡町、兵庫県佐用町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県御所市、奈良県生駒市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県平群町、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県上牧町、奈良県王寺町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県吉野町、奈良県大淀町、奈良県下市町、奈良県黒滝村、奈良県天川村、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県橋本市、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県紀美野町、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県上富田町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県古座川町、和歌山県北山村、和歌山県串本町、鳥取県鳥取市、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県琴浦町、鳥取県北栄町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県益田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県井原市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県里庄町、岡山県矢掛町、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、岡山県吉備中央町、広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県三次市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県安芸高田市、広島県江田島市、広島県府中町、広島県海田町、広島県熊野町、広島県坂町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、広島県神石高原町、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山陽小野田市、山口県周南市、山口県美祢市、山口県長門市、山口県柳井市、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県綾川町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県松前町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、愛媛県伊方町、愛媛県松野町、愛媛県鬼北町、愛媛県愛南町、高知県高知市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県宿毛市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県日高村、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上三川町、福岡県築上町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県玉東町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県球磨村、熊本県あさぎり町、熊本県苓北町、大分県大分市、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県門川町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県長島町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県肝付町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県国頭村、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県久米島町、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	令和九年四月一日

賀野市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県小松市、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県昭和町、山梨県忍野村、長野県松本市、岐阜県岐阜市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、静岡県御殿場市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県名古屋市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知立市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県紀北町、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府大山崎町、大阪府守口市、大阪府茨木市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県香美町、奈良県明石市、兵庫県西脇市、兵庫県宝塚市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県姫路市、兵庫県大和郡山市、奈良県大淀町、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県日高川町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県境港市、島根県出雲市、島根県安来市、岡山県倉敷市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、広島県三原市、広島県三次市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県田布施町、徳島県阿南市、徳島県松茂町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県川崎町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県熊本市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県産山村、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県国頭村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町

北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道伊達市、北海道洞爺湖町、青森県平内町、青森県横浜町、青森県南部町、岩手県金ケ崎町、宮城県仙台市、宮城県山元町、福島県伊達市、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、千葉県千葉市、東京都新宿区、東京都豊島区、東京都八王子市、東京都調布市、東京都町田市、東京都多摩市、神

令和十年四月一日

奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、富山県富山市、石川県加賀市、福井県福井市、山梨県甲府市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、愛知県豊橋市、愛知県豊田市、三重県津市、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、兵庫県姫路市、奈良県奈良市、和歌山県和歌山市、鳥取県鳥取市、島根県松江市、岡山県岡山市、広島県広島市、山口県山口市、徳島県徳島市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、佐賀県佐賀市、長崎県長崎市、熊本県熊本市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市、沖縄県那覇市	令和十一年四月一日	
北海道岩見沢市、北海道滝川市、東京都大田区、神奈川県川崎市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府堺市、大阪府東大阪市、兵庫県赤穂市、広島県福山市、愛媛県松山市	令和十二年四月一日	
北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、愛知県豊田市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市	令和十三年四月一日	
宮城県村田町、埼玉県伊奈町、東京都荒川区、神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府大阪市、大阪府池田市、鳥取県鳥取市、岡山県赤磐市、山口県下関市		

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十一号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同条第一項の文部科学大臣が定める地方公共団体の就学事務システム（就学援助）に係る機能要件の標準又は帳票要件の標準についての経過措置及び同条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体を次のように定める。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項の文部科学大臣が定める就学事務システム（就学援助）を利用する地方公共団体及び当該就学事務システム（就学援助）に係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
青森県八戸市	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日を定める件（令和八年文部科学省告示第六十号。以下「告示」という。）別表第一の〇一八〇〇七〇の項及び〇一八〇一九三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川越市、千葉県市原市、東京都武蔵村山市、東京都西東京市、大京都府和泉市、千葉県君津市、東京都府和泉市、大阪府摂津市、兵庫県尼崎市、奈良県桜井市、大分県大京島市、都府和泉市、沖縄県那覇市

東京都府米沢市、栃木県宇都宮市、群馬県太田市、埼玉県鴻巣市、千葉県船橋市、東京都宮市、埼玉県北本市、千葉県市原市、東京都武蔵村山市、

山形県東京都府米沢市、栃木県宇都宮市、群馬県太田市、埼玉県鴻巣市、千葉県船橋市、

北海道形うら那須塩原市、栃木県茨城県利根町、埼玉県戸田市、東京都府伊豆大島町、神奈川県小田原市、静岡県磐田市、愛知県豊橋市、三重県桑名市、滋賀県甲良町、京都府京丹後市、兵庫県相生市、奈良県奈良市、和歌山県岩出市、鳥取県倉吉市、島根県松江市、岡山県津山市、広島県三次市、山口県萩市、徳島県美馬市、香川県丸亀市、愛媛県今治市、高知県高知市、福岡県北九州市、佐賀県唐津市、長崎県対馬市、熊本県荒尾市、大分県中津市、宮崎県都城市、鹿児島県鹿屋市、沖縄県那覇市

北海道形中古平、宮城県石巻市、秋田県横手市、山形県酒田市、福島県福島市、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、埼玉県川越市、千葉県市原市、東京都武蔵村山市、神奈川県小田原市、新潟県新潟市、富山県富山市、石川県金沢市、福井県福井市、山梨県甲府市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、三重県津市、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、奈良県奈良市、和歌山県和歌山市、鳥取県鳥取市、島根県松江市、岡山県岡山市、広島県広島市、山口県山口市、徳島県徳島市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県福岡市、佐賀県佐賀市、長崎県長崎市、熊本県熊本市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市、沖縄県那覇市

北海道形町、青森県青森市、岩手県盛岡市、宮城県仙台市、秋田県秋田市、山形県山形市、福島県福島市、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都府中市、神奈川県横浜

石川県、宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県笛吹市、山梨県甲州市、山梨県南部町、山梨県上野原市、山梨県山梨市、石川県中央市、山梨県身延町、山梨県南アルプス市、山梨県富士川町、山梨県早川町、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、長野県佐久穂町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県東郷町、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、愛知県江南市、愛知県一宮市、愛知県稲沢市、愛知県あま市、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、三重県伊勢市、三重県鈴鹿市、三重県亀山市、三重県いなべ市、三重県東員町、三重県菰野町、三重県朝日町、三重県川越町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、滋賀県米原市、京都府京都市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府豊中市、大阪府池田市、大阪府吹田市、大阪府泉大津市、大阪府高槻市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府枚方市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府泉佐野市、大阪府富田林市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府和泉市、大阪府箕面市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、兵庫県神戸市、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県川西市、兵庫県小野市、兵庫県三田市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県多可町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県神河町、兵庫県上郡町、兵庫県佐用町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県御所市、奈良県生駒市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県平群町、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県上牧町、奈良県王寺町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県吉野町、奈良県大淀町、奈良県下市町、奈良県黒滝村、奈良県天川村、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県橋本市、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県紀美野町、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県上富田町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県古座川町、和歌山県北山村、和歌山県串本町、鳥取県鳥取市、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県琴浦町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県伯耆町、鳥取県日南町、鳥取県日野町、鳥取県江府町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県益田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県井原市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県里庄町、岡山県吉備中央町、広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県三次市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県安芸太田町、広島県北広島町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県長門市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県綾川町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県松前町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、愛媛県伊方町、愛媛県松野町、愛媛県鬼北町、愛媛県愛南町、高知県高知市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県宿毛市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県玉東町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県球磨村、熊本県あさぎり町、熊本県苓北町、大分県大分市、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県門川町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県長島町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県肝付町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県国頭村、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県久米島町、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

北海道旭川市、東京都葛飾区、神奈川県横須賀市、長野県上田市、愛知県東海市、兵庫県神戸市、広島県東広島市

北海道稚内市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道斜里町、北海道新冠町、北海道弟子屈町、北海道北見市、北海道紋別市、北海道名寄市、北海道上川町、北海道東川町、北海道美瑛町、北海道富良野市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道福島町、北海道知内町、北海道木古内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道江差町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩町、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、北海道南幌町、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道由仁町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道月形町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道東神楽町、北海道当麻町、北海道比布町、北海道愛別町、北海道上川町、北海道東川町、北海道美瑛町、北海道上富良野町、北海道中富良野町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道美深町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道幌加内町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道枝幸町、北海道豊富町、北海道礼文町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道幌延町、北海道美幌町、北海道津別町、北海道斜里町、北海道清里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道遠軽町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道興部町、北海道西興部村、北海道雄武町、北海道大空町、北海道豊浦町、北海道壮瞥町、北海道白老町、北海道厚真町、北海道洞爺湖町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道日高町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道上士幌町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道清水町、北海道芽室町、北海道中札内村、北海道更別村、北海道大樹町、北海道広尾町、北海道幕別町、北海道池田町、北海道豊頃町、北海道本別町、北海道足寄町、北海道陸別町、北海道浦幌町、北海道釧路町、北海道厚岸町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、北海道白糠町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、北海道網走市

二　前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる機能要件の標準の適合基準日については、告示別表第一の規定にかかわらず、令和十一年四月一日とする。

三　省令附則第二条第一項の文部科学大臣が定める就学事務システム（就学援助）を利用する地方公共団体及び当該就学事務システム（就学援助）に係る帳票要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、豊橋市、豊田市、岐阜市、豊中市、吹田市、高槻市、東大阪市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市、倉吉市、松江市、出雲市、呉市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下関市、徳島市、鳴門市、小松市、加賀市、福井市、甲府市、大月市、都留市、山梨市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、富士川町、南部町、身延町、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川町、東白川村、御嵩町、静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、三好町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、三好町、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹後市、伊根町、与謝野町、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉町、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、飯塚市、直方市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、ギノザ村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、南城市、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町	告示別表第二の〇一八〇〇一〇〇の項、〇一八〇〇二七の項、〇一八〇〇三二の項、〇一八〇〇三三の項、〇一八〇〇三四の項、〇一八〇〇三七の項及び〇一八〇〇三八の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、豊橋市、豊田市、岐阜市、豊中市、吹田市、高槻市、東大阪市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉町、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、飯塚市、直方市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、ギノザ村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、南城市、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町	告示別表第二の〇一八〇〇一〇〇の項、〇一八〇〇二七の項、〇一八〇〇三二の項、〇一八〇〇三三の項、〇一八〇〇三四の項、〇一八〇〇三七の項及び〇一八〇〇三八の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、豊橋市、豊田市、岐阜市、豊中市、吹田市、高槻市、東大阪市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉町、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、飯塚市、直方市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、ギノザ村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、南城市、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町	告示別表第二の〇一八〇〇一〇〇の項、〇一八〇〇二七の項、〇一八〇〇三二の項、〇一八〇〇三三の項、〇一八〇〇三四の項、〇一八〇〇三七の項及び〇一八〇〇三八の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

沖縄県宮古島市、大手糸土清香徳府広県田町、沖縄県崎分町島佐水川島市島美市、県糸県県　市町市県県　県郷　奈竹満川玖福　、　、東美山江町和良富市南珠岡福高高か波口田　歌県町　町町県岡知知が町県島島山川、沖　、大県県県わ　美市根県西沖縄宮宮木宇椿東市徳祢　県御町、沖縄県崎崎町美原洋　島市広邑坊、県宮県県　町町町香県　島南市奈与古都小福　、　川海山県町　良那島農林岡福高高県陽口熊　和県国市町市県岡知知宇町県野島歌田原町　、　吉県県県多　山町根山原沖鹿宮富篠津田津徳陽　県県本縄児崎町栗野野町島小広隠上町、県島県　町町町　県野島岐富　、恩県え長　、　愛藍田県の田奈納出び崎福高高媛住市安島町良村水の県岡知知県町　芸町　県　市市島県県県松　山太　島上沖　、原志四安野徳口田岡根牧縄鹿宮市免万田町島県町山県町、県児崎　町十町　県周　県浜宜島県長　町　高板防広総田奈野県高崎福　高知野大島社市良座垂原県岡高知県町島県市　県村水町対県知県土　町北　島広　市　馬須県本佐徳　広広根陵沖　宮市恵黒山市島山島島県町、縄鹿崎　町潮町　県口町県江県児県長　町　高上県　大津奈中島高崎福　高知板和山竹市良城県鍋県岡福知県町木口市　県村い町長県岡県須　町県　島河、ち　与新県い崎徳　宇広根合沖縄宮町宮柳の市島徳部島県町、県串崎　町川町　県島市県川　八重木県本福　高知る三山日町歌瀬　町　町、鞍県中佐　　防　根有町、沖	北海道旭川市、東京都葛飾区、神奈川県横須賀市、長野県上田市、愛知県東海市、兵庫県神戸市、広島県東広島市	
北谷町、北海道熊本県南阿蘇村、北海道蘇前村、北海道城峰市、北海道市村、青道道、知県町、青森道町、岩森道、知県口　町、岩手県沖縄県宿県広　市、青海道県県月市井県良兵大度県県静県東県酒巾市　、読福福町　市府県庫阪会名尾岡秦京牛田町　北谷智津　高　中王県府町張張県野都久市　青海道村町市福知山市寺加箕　市旭森市東市　宮森道、　岡県口　町西面三　市町　久　山城県北沖縄福県四県広　市市重三　、新留千形県つ広縄岡岡福万周島奈　、県重愛愛潟米葉県気が島県県県岡十南県良兵大大県知知県市県寒仙る市、嘉上朝市市市庄県庫阪紀鳥県県胎　佐河沼市　、手毛倉　、　原下県府町羽高豊内東倉江市　北納町　市福高島　町河曳三　市市　都　、宮森県石町　、岡知県徳島県広　町野重三　、岐三千山城県狩沖崎岡大奈半市、海県庫大伊志県県多　習山河沢縄県県牟　利　、県雲み田	告示別表第二の〇一八〇〇〇〇六の項、〇一八〇〇〇〇七の項、〇一八〇〇〇〇八の項、〇一八〇〇〇〇九の項、〇一八〇〇〇一〇の項、〇一八〇〇〇一四の項、〇一八〇〇〇二二の項、〇一八〇〇〇二四の項、〇一八〇〇〇二五の項、〇一八〇〇〇二六の項及び〇一八〇〇〇三四の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件	告示別表第二の〇一八〇〇〇三四の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

四　前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる帳票要件の標準の適合基準日については、告示別表第二から別表第九まで及び別表第十一の規定にかかわらず、令和十一年四月一日とする。

五　省令附則第二条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体は、次のとおりとする。

茨城県土浦市、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県取手市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県守谷市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県茨城町、茨城県阿見町、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県印西市

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十一号）附則第三条の規定に基づき、同条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道江差町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県六戸町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、秋田県秋田市、秋田県横手市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、福島県会津美里町、埼玉県さいたま市、埼玉県川口市、埼玉県草加市、埼玉県八潮市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県市川市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都文京区、東京都江東区、東京都品川区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都北区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都昭島市、神奈川県相模原市、神奈川県藤沢市、神奈川県伊勢原市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県小松市、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県昭和町、山梨県忍野村、長野県松本市、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県可児市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県美濃市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、静岡県御殿場市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県名古屋市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知立市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県紀北町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府大山崎町、大阪府守口市、大阪府茨木市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県西脇市、兵庫県宝塚市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県香美町、兵庫県良県大和郡山市、奈良県大淀町、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県日高川町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、島根県松江市、島根県出雲市、島根県安来市、岡山県倉敷市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、広島県三原市、広島県三次市、広島県芸高田市、広島県世羅町、山口県田布施町、徳島県美馬市、徳島県松茂町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県古賀市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県宗像市、福岡県遠賀町	令和九年四月一日

福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県川崎町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県上峰町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県熊本市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県和水町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県産山村、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県五木村、熊本県水上村、熊本県山江村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県うるま市、沖縄県国頭村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道伊達市、北海道洞爺湖町、青森県平内町、青森県横浜町、青森県南部町、岩手県金ケ崎町、宮城県仙台市、宮城県山元町、福島県伊達市、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、千葉県千葉市、東京都新宿区、東京都豊島区、東京都八王子市、東京都調布市、東京都町田市、東京都多摩市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、富山県富山市、富山県砺波市、富山県南砺市、石川県加賀市、愛知県刈谷市、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県大津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、愛荘町、京都府八幡市、京都府久御山町、京都府精華町、大阪府吹田市、大阪府泉佐野市、兵庫県西宮市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県橿原市、島根県雲南市、岡山県岡山市、山口県山口市、山口県平生町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県合志市、熊本県高森町、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町	令和十年四月一日	
北海道岩見沢市、北海道滝川市、東京都大田区、神奈川県川崎市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府堺市、大阪府東大阪市、兵庫県赤穂市、広島県福山市、愛媛県松山市、福岡県北九州市		令和十一年四月一日	
北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、愛知県豊田市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市		令和十二年四月一日	
宮城県村田町、埼玉県伊奈町、東京都荒川区、神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府大阪市、大阪府池田市、鳥取県鳥取市、岡山県赤磐市、山口県下関市		令和十三年四月一日	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。